

速記録

第1回吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成18年8月5日(土)

午後 2時 0分 開会

午後 5時22分 閉会

場 所 徳島市富田浜

徳島県建設センター

〔午後 2時00分 開会〕

1. 開会

司会

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

その前にお願いでございますが、当会場は禁煙でございます。たばこをお吸いになる方は、3階に喫煙場所が設けられておりますので、そちらの方でよろしくお願ひいたします。

では、定刻となりましたので、ただいまから第1回吉野川流域住民の意見を聞く会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、またお暑い中、多数ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、本日の司会を担当いたします国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所の原田と申します。よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、簡単に配付資料の確認をいたしたいと思います。配付資料一覧表というのを1枚目に入れてございます。不足がございましたら、お近くのスタッフまでお申しつけください。

次に、参加者の皆様にお願いいたします。本会議の参加に当たっては、後ほどグラウンド・ルールを説明いたします。何とぞ円滑な議事進行のためにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

また、会議は公開で開催されております。速記録につきましては、会議の後、ホームページに公開するように予定しております。あらかじめご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の「議事進行表」に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷からごあいさつ申し上げます。お願ひいたします。

2. あいさつ

河川管理者

皆さん、こんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。この吉野川流域住民の意見を聞く会の開催に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

既に皆様ご承知だとは思いますが、吉野川の河川整備基本方針、将来の姿を定める全体の計画ですけど、これについては昨年11月に策定されております。それに従いまして、今後30年間にどのような整備を進めるかというのを定めていくのが、きょうお願いしておりますこの河川整備計画です。

それで、最近の状況なんですけど、私が言うまでもないのですが、つい先週まで、九州とか中部、それから中国、梅雨前線に伴う豪雨で、大変多くの浸水被害とか土砂災害等発生し、お亡くなりになった方、また家がつかれた方、非常にたくさん出ています。幸いにして、この四国地方では今回は大きな被害は出ておりませんが、昨年、一昨年を見ますと、吉野川流域におきましても、たび重なる洪水被害とか渇水とかで、流域にお住まいの皆様にも大変被害、影響が出たというふうに私どもは思っております。

このため、四国地方整備局では、できるだけ流域の皆さんの意見をきっちり反映した河川整備計画を策定し、必要な河川整備を着実に進めていきたいと、このように考えております。それで、この6月に今回ご説明します整備計画の素案を公表しまして、あわせて意見の募集の方法、それからこの住民の意見を聞く会とか流域市町村長の意見を聞く会、学識者の意見を聞く会というような今回の進め方について公表した上で、順次会議を進めてきております。

それで、この河川整備計画の策定に当たりましては、専門的立場の学識経験者の方、直接流域にお住まいの皆様方、それからそれぞれの行政の立場である流域市町村長さんたちのご意見を幅広くお聞きします。これを繰り返し繰り返し聞き、かつその意見を集約していく中で、整備計画をまとめていこうと思っています。いただいたご意見の扱いの、その決定プロセスについては、その理由や根拠となるデータをできる限り開示しまして、透明性を確保した上で整備計画に反映していく考え方で進めております。

御存じのように、吉野川流域というのは四国4県にまたがっておりまして、流域には多くの方がお住まいになっておられます。できるだけ多くの方からそれぞれの立場でのご意見をお伺いしまして、整備計画に反映していくことが重要であろうと考えております。

また、今回提示しました整備計画の素案には、昨年、一昨年の洪水とか渇水、これを踏まえまして計画を作成しております。吉野川流域が抱える課題を一つでも多く解決すべく、必要な内容を盛り込んでいるつもりではございますが、それぞれ流域にお住まいの皆様方の立場からのご意見も必要です。本日は吉野川水系河川整備計画【素案】に対し、流域にお住まいの皆様方のそれぞれの立場からの河川整備に対する具体的なご意見をお願いしまして、私の方の開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

3. 議事

1) グラウンド・ルールの説明

司会

ありがとうございました。

それでは、最初に本会のグラウンド・ルールにつきましてご説明いたします。お手元の「『吉野川流域住民の意見を聞く会』グラウンド・ルール」という冊子をお開きください。「資料2」でございます。できるだけ要点のみを説明してまいりたいと思いますが、少し長くなると思われますので、お許しください。

それでは、2ページですね。2ページの中ほどでございます。2.2というところで、「『住民の意見を聞く会』の開催概要」というところから説明をさせていただきたいと思います。目的でございます。「住民の意見を聞く会」は、主催者である国土交通省四国地方整備局が吉野川水系河川整備計画を策定するに当たって、流域住民の意見を適切に反映させることを目的に開催します。開催場所でございますが、吉野川流域に住む多くの流域住民の皆さんのが幅広くご参加いただけるように、「住民の意見を聞く会」は下の表に、あるいは次の資料-2に示しますように、流域を3つに分けて6会場で開催をいたします。開催回数でございますが、「住民の意見を聞く会」は平成18年度に各会場において3回程度予定をしております。ただし、必要と判断される場合、開催回数を追加いたします。次に、ファシリテータによる進行ということでございます。「住民の意見を聞く会」は中立・独立な立場のファシリテータによる進行とします。ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータの間で協定書を取り交わします。それから、公開でございます。「住民の意見を聞く会」は公開で実施するため、会議資料等は個人情報を除き公開します。

次に、3.でございます。「住民の意見を聞く会」の参加についてでございます。参加の方法でございますが、参加者は吉野川流域の市町村に在住の方とします。会場の都合によりまして、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。参加に当たって事前申し込みは必要ございません。次のページでございます。また、参加者はどの会場で参加いただいても結構です。

3.2というところでございます。開催の周知。「住民の意見を聞く会」の開催については事前に議事次第等を周知いたします。

3.3の個人情報の保護でございます。個人情報保護の観点から、「住民の意見を聞く会」の運営・進行等で主催者・ファシリテータが得た個人情報は秘匿します。

出席できない場合の意見の表明について。「住民の意見を聞く会」に出席できない場合は、「パブリックコメント」により意見の表明を行うことができます。また「公聴会」

に意見の発表を申し込むこともできます。「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」のいずれの意見についても同等の取り扱いをいたします。

4. 関係者の責務等についてでございます。まず、参加者でございます。1番目はグラウンド・ルールの遵守というところで、参加者は本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。（2）意見の表明。参加者はできる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。匿名で意見を表明したい場合、別途ファシリテータを経由して意見表明ができるものとします。このとき、意見表明者はファシリテータに氏名・住所、これは市町村名まででございますが、示すものとします。ファシリテータは意見表明者の個人情報を国土交通省も含めて秘匿するものとします。（3）他者の意見の尊重でございます。参加者は他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。（4）進行秩序の確保ということでございます。参加者は「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるように協力し、会議の妨げとなるような行為は慎まなければなりません。次のページでございます。個人情報の保護でございます。参加者は個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は秘匿しなければなりません。

次に、ファシリテータの役割等について触れてございます。（1）責任の範囲でございますが、ファシリテータは「住民の意見を聴く会」の各会の進行方針を決定し、その進行についての責任を持つものとします。以下、ファシリテータの責務について記載してございます。グラウンド・ルールの遵守、役割、中立性・独立性の確保、不偏性の確保、特定の意見誘導の禁止、個人情報の保護といった責務について述べております。済みません、6ページでございます。ファシリテータの権限でございます。グラウンド・ルールの遵守ですね。ファシリテータは会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断するときにはそのことを指摘し、その遵守を求めることができます。b. 会議の進め方について自己決定することができます。c. 匿名による意見表明機会の提供ということで、ファシリテータは身分を明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を提出する機会を保証する方策を提案、もしくは提供できるものとします。d. 情報の取得の権限がございます。

次に、4.3で国土交通省についての記載でございます。まず、責任の範囲でございますが、国土交通省は「住民の意見を聴く会」の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。国土交通省は「住民の意見を聴く会」の意見を取りまとめ、吉野川水系河川整備計画策定にできる限り反映する責任を持ちます。国土交通省はフ

アシリテータを選定する責任を持ちます。以下、責務について記載をしてございます。グラウンド・ルールの公表、グラウンド・ルールの遵守、関係者の責務等の保証、参加者の責務等の確保といった責務について述べております。

最後の項ですが、意見の取りまとめ及び反映についてということで、まず意見の取りまとめの対象でございます。「住民の意見を聞く会」における意見の取りまとめの対象は、「住民の意見を聞く会」開催当日の発言意見、意見記入用紙での意見、及びファシリテータを経由しての匿名による意見表明とします。(2) 意見の取りまとめ。「住民の意見を聞く会」当日の発言意見は速記録を作成し、整理して公開します。このとき、発言者の個人情報は非公開とします。「住民の意見を聞く会」当日の意見記入用紙での意見は整理して公開します。ファシリテータを経由しての匿名による意見表明は整理して公開します。ファシリテータが知り得た個人情報は国土交通省を含め秘匿します。

最後でございます。意見の反映につきまして、「住民の意見を聞く会」の意見は「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聞く会」「パブリックコメント」「公聴会」及びその他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、検討内容とともに反映しない理由について回答を行います。上記の回答についての説明を、可能な限り「住民の意見を聞く会」で行うものとします。

以上、長くなりましたがけれども、グラウンド・ルールについての説明を終わります。なお、本グラウンド・ルールにつきましては、ホームページ等で皆様からのご意見を募っております。ご意見等ある方は、国土交通省徳島河川国道事務所のホームページ、本日お配りしております意見記入用紙等からご意見をいただきますようお願い申し上げます。

2) 吉野川流域住民の意見を聞く会の進行について

司会

それでは、次に、吉野川流域住民の意見を聞く会の進行について説明をいたします。今回開催いたします吉野川流域住民の意見を聞く会は、公平で中立な立場から議事を進行することを目的として、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いをしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、昨今このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けさせていただきましたコモンズの代表理事である喜多さんより、吉野川流域住民の意見を聞く会の進行についてご説明いただきたいと思いま

す。それでは、喜多さん、よろしくお願ひいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。特定非営利活動法人、NPO法人コモンズの代表をしております喜多と申します。

皆さん、お手元に青い資料が2枚入っていると思います。これは私どものNPOの方で用意した資料でございまして、ホッチキスとじの方では「コモンズについて」ということで、私どものNPOの概要をご紹介しております。それから、その裏側と見開きで、今回の吉野川流域住民の意見を聴く会について、私どもNPOがどういう立場でこの会の進行に当たるかということについてご説明しております。

簡単に、まずコモンズについてご説明いたしますけれども、コモンズは余り聞きなれない言葉かもしれませんけれども、平たく言うと、みんなのものというような意味の言葉です。何がみんなのものかということなんですが、私たちは公共空間、いわゆる道路ですとか公園あるいは河川というような、公が管理している空間は本来みんなのものだというふうに考えております。みんなのものということは、ともに考え、つくり、維持管理をしていくということなんですが、残念ながら、最近の公共空間というのは、公共管理空間と言われますように、行政が管理するような空間になっている。そうではなくて、本当はみんな市民の皆さんの中のものなんですから、もっとみんなでつくり考えていく機会というのが大事だというふうに考えまして、そのために公共空間整備における市民参加ですとか合意形成のあり方について、建築とか都市計画の専門家の集団ですけれども、それぞれの立場で可能な限り支援していこうという目的で設立したNPOでございます。

次に、今回のこの住民の意見を聴く会の進行についてなんですけれども、基本的には河川管理者である国土交通省と、それから流域住民の皆さんとのコミュニケーションの場というふうに進行していきたいと考えております。しかも、民主的なコミュニケーションができるためにということで、先ほどご紹介がありましたグラウンド・ルールですね、こういった会の大きなルールをまず国土交通省の方で定めてくださいということ、それからもう1点は、進行する立場が不偏不党の立場で、つまり中立な立場でなければいけないということで、その中立性を担保するために、国土交通省と私どもNPOの間で協定書を結んで、会の進行上の立場をちゃんと担保できるようにということもお願いしました。そういった要請が受け入れられたので、本日この場でこの進行に当たっているわけですけれども、進行に当たりましては、可能な限り、吉野川流域の皆さん方の意見、考え方、思いと

いったものをこの場に提示できるような進行に努めたいと思いますので、皆さん方のご協力を賜ればと思います。よろしくお願ひいたします。

司会

どうもありがとうございました。

ここからの議事はファシリテータにお願いいたします。本日のファシリテータですが、コモンズメンバーであります澤田さんが務めていただけることになっております。それでは、澤田さん、よろしくお願ひいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。コモンズの理事をしております澤田でございます。きょうの進行は私の方が担当させていただきます。

まず、今皆さんのお手元にあります青い資料をちょっとごらんになってください。青い資料のコモンズからのお願いがございます。「参加者のみなさんへのお願い」というペーパーがあるかと思います。それで、上半分が進行上のお願い、5つのお願いです。下半分は発言でのお願いですが。

まず、ちょっと最初にこの進行のルールを読み上げてみたいと思います。1. 仕事や年齢を問わず、参加者の皆さんは平等です。2. わかりやすい言葉で自分の意見を述べましょう。3. 他の参加者の意見を尊重し、よく聞きましょう。自分の意見と違っていても、否定しないことが大切です。4. テーマでないことへの発言は控えましょう。5. 前向きな気持ちで、この会の進行へのご協力を願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それで、きょうの会の方の進行の時間配分ですが、この配付資料の次のところに「議事進行表」があります。ここに時間が書いてございます。少しご確認ください。今から、この後、素案に関する、まず説明の方を河川管理者の方からいただきます。前半の方は、皆さんのお手元にありますこのパンフレット、こちらの方が吉野川の河川整備計画の進め方についての資料、それから少し厚いのですが、こういった素案がお手元にあります。それで、素案には目次がありまして、目次の方の1章、2章、3章、ここまでを前半に説明いただきます。おおむね、この時間配分からすると15時10分まで説明いただこうと思います。ですから、おおむね1時間ぐらいしたら一回休憩が入ります。その2番目として、休憩後ですが、この素案の4章、5章の方を説明いただきます。その後、休憩をとって、皆さんからの意見を賜りたいというふうに思います。

あともう1つ、進行に対してもお願いがございますが、きょう、皆さんのお手元の中に意見記入用紙がございます。それで、これは河川管理者の意見記入用紙と、それと私どもコモンズの青い意見記入用紙がございます。どちらでも結構でございますので、ぜひお書きいただきますようお願いいたします。河川管理者の方の意見記入用紙につきましては、書かれましたら、お帰り、受付のところにございます。コモンズの方には、先ほど申しましたように、お名前を出さずにというふうなことであれば、一応コモンズ、こちらの方に席がありますから、コモンズの方までお渡しください。ただし、コモンズの方については住所とかお名前とか、あるいはお電話番号がありますが、この趣旨としては、もし誤字とかわからないものがあった場合、後からの問い合わせというふうなことでございますので、もしよろしければお電話番号までお願いしたいと思います。

3) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ

4) 吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

5) 吉野川水系河川整備計画【素案】

ファシリテータ

それでは早速ですが、河川管理者の方から河川整備についてのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

河川管理者

私、徳島河川国道事務所の副所長をしております山地でございます。よろしくお願いいたします。きょう、時間が余りないということを思っておりまして、初めての説明でございますので、説明にどうしても結構時間がかかるということでございます。できるだけ、要点をお話ししながら進めてまいりたいというふうに思っております。

では、早速でございますけれども、初めに、お手元にこのような「ゆたかな恵みを未来へ」というリーフレット、薄いやつが1枚入っておりますけれども、多少今までのご説明の中と重複する部分はございますけれども、今までお聞きになつてない方もおられると思いますので、改めてご説明をしておきたいというふうに思います。

開いていただきまして、左のページでございますが、ここに、下の方に河川整備基本方針と河川整備計画というふうに、2つに分かれて箱がございます。基本方針の左の方でございますけれども、もうここにも書いてございますとおり、いわゆる長期的な視野に立った河川整備の基本になることを決めております。昨年の平成17年11月18日にこの河川整備基本方針というのが定められております。次に、その右でございますが、河川整備計画

というふうに書いてございます。これは今日皆さんに素案をお示ししておるわけでございますけれども、ここにありますように、今後実施される河川整備の中身、二、三十年程度というふうに書いてございますけれども、そういう具体的にどんなことをやっていくのかといったところをまとめているものでございます。6月23日に公表させていただいております。

右のページを見ていただきますと、今後の進め方ということで、ちょっとといっぽい書いてございますけれども、その中の中ほどに3つの箱がございます。進め方といたしまして、ここにございますように、左から学識経験者からの意見聴取を行う、それからきょうみたいな会ですね、流域住民の方々からの意見聴取を行う、それから関係市町村長さんからの意見聴取を行うと。大きくはこの3つから意見をお聞きしたいというふうに考えてございます。

それで、下に地図がございますけれども、一応住民の方々から意見を聞くというものにつきましては、上流域を黄色、中流域は青、下流域は少しピンクといいますか、そういう色で分けてございますけれども、それぞれ上流域については2カ所、2会場ですね、愛媛と高知、それから中流域については1カ所、それから下流域、ここでございますが、3カ所ということで、計6カ所でやっていくということでございます。

それから、流域住民の方々に意見を聞くそのほかの手段といたしまして、上の真ん中の箱にございますように、パブリックコメント。いわゆるホームページで書き込みをしていただいたり、それからファクスで意見をいただいたり、あるいは郵送、はがきでいただいたりと。あるいは、またこの後、公聴会というような場も考えてございまして、意見や要望を発表していただくということも考えてございます。いずれの方法にいたしましても、その意見の重みは同じというふうに考えてございます。

それから、最後のページでございますけれども、情報公開について。これも先ほどから少しお話がございますように、この会議等も含めまして、すべて情報を公開してやると。そして、左の中ほどにございますように、ホームページの中でも、会議等の開催予定であるとか、あるいは会議資料につきましては公表させていただいておりますし、また具体的な資料につきましては、右の一覧表にずらっと各市、県とか市町村の場所が書いてございますが、こういうところでも閲覧できると、情報提供をしてございます。ぜひごらんになっていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、全体の進め方といいますか、流れについてご説

明を終わらせていただきます。

それでは、ただいまから整備計画【素案】の中身についてご説明を申し上げます。初めに申しましたように、非常に時間が限られてございます。極力ポイントをご説明しまして、その分、少しでもご質問とかあるいはご意見の時間をとりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。スクリーンを3つ用意しております。お近くのスクリーンでごらんになっていただければと思います。

まず、一番初めに吉野川の河川整備計画の素案の構成ということで出してあります。ここにございますように、5つの項目からなっております。吉野川の概要。それから吉野川の現状と課題。3つ目に目標に関する事項。4つ目に実施に関する事項、ここの部分でかなり詳しく書いてございます。最後に、今後に向けてということでございます。

お手元には分厚い素案が配られていると思います。全体で、文章だけで105ページぐらいございます。その後に、附図ということで地図がついてあります。その地図の方には、実際にどこでどんなことをやるのかというのを少し地図の上に落とした絵をつけてありますので、ここで見落としたとか見にくいという場合は、お手元のその地図を見ていただければ、具体的な中身がわかるのではないかと思います。

それでは、吉野川の概要から入ってまいります。この右上に、今映っている右上に、素案P1というふうに映っております。これは、今私が説明しているところが素案の1ページのところに書いてある内容ですよということでございますので、中身についてもう少し見たいという方は、この右上の素案のページを開いていただきますと説明がございますので、そちらの方をごらんになっていただきたいというふうに思います。

まず、流域の概要でございます。ご承知のとおり、この赤の線で囲った範囲に降った雨が吉野川に流れ込んでくるということでございまして、流域面積は3750km²、四国全域の約2割の面積を持っているということでございます。幹川流路延長は194kmでございます。

次に、気象でございますけれども、気象は全体的には温暖な気候ということで平均気温が14度から16度、特に上流の早明浦地区の方では年間3000mm以上の雨が降るということで、全国平均が1700mm程度でございます。かなり雨が多いという地域でございます。

それから、次に吉野川の現状と課題でございます。吉野川の現状と課題につきましては大きくは2つでございます。まず治水のことと、それからあとは河川の利用とか環境といったものの2つからなっております。

まず、治水の現状と課題ということで、洪水の概要を少し出してみました。これまでい

いろいろ洪水はございましたけれども、これは藩政時代でございますが1866年寅の水の洪水ということで、徳島市の国府町、蔵珠院のところの絵でございます。外側の方の写真がございますけれども、周囲の畠から約3mぐらいは水が来たということで、中にもこういう痕跡が残っていると、洪水の跡が残っているということでございます。

それから、これは明治から大正にかけての洪水の中で、大正元年の洪水でございます。北島町の新喜来、豊田家でございますけれども、ちょうど赤で示したところまで洪水が来ておりまして、ここも浸水水位3mということでございます。このときには死者が81名ほど出ております。

それから、これは昭和に入ってからの洪水ということで幾つか出しましたけれども、一番左上から29年、これは岩津のところですね。それから36年川島町、49年脇町、それから下に行きまして51年の石井町、それから一昨年、16年の被害でございます鴨島とか東みよし、こういった状況でございます。ご承知のとおり、16年10月の23号台風つきましては戦後最大流量を記録したということでございます。

次に、治水事業の沿革を説明いたします。第1期改修工事ということで、吉野川の第1期の改修工事は、ここにもございますように明治40年から昭和2年にかけて行われております。大きくは4つでございます。

まず1つは、下流の方からでご説明いたしますと、今の第十堰から下のところ、昔これを別宮川と呼んでおりましたけれども、ここの別宮川を拡幅して吉野川の本川にしたということですね。今の旧吉野川が本川だったということでございます。それから、同時に旧吉野川の取り入れ口を今の第十堰よりも少し上に持っていきまして、そこに第十樋門をつけたと。それから、少し上流の方に行きまして、善入寺島という、川の中に非常に広い、350町歩ぐらいある広い島がございます。ここでは昔、人が住んでおられて耕作をされておりましたけれども、ここを全筆買収いたしまして遊水地化をしたと。いわゆる洪水が来たときに、ここに一時水がたまって、下流に対して極力被害が少なくなるというようなためのものでございます。それから、江川という川が蛇行しておりますけれども、ここにも堤防をつくって閉め切ったと。これが第1期の改修工事でございます。

それから、続きまして第2期の改修工事を昭和24年から入っております。昭和24年の枕崎台風を契機に、岩津より下流の部分ではほぼ堤防は概成はしておりましたけれども、質といいますか強度が薄いということで補強をしたり、あるいは漏水対策をしたりということでございます。それから、昭和40年になりますと、今度は岩津から上流、池田間、いわ

ゆる無堤だったところでございますが、そこの改修に着手しているということでございます。同時に、早明浦ダムなんかも建設に着手しております。昭和37年になりますと、内水対策ということで、いわゆる皆さんのが住んでいる側の水が川にはけないという内水でございます。この内水対策も始まりまして、川島排水機場、これは四国で一番初めにできた排水機場でございますが、つくってあります。

次に、旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方につきましては藩政時代からずっと築堤が進められておったわけですけれども、一応大正時代までに、ちょうどこここのちょっと茶色っぽい色ですけれども、こういうところでございますが、これが大正時代までに築堤が行われたところでございます。それから、戦後の改修につきましては、昭和21年の南海地震による地盤沈下がありまして、その対応で始まってございます。この絵でいいますと、ちょうど真ん中の黄緑色っぽい色ですが、この黄色で示した部分が戦後徳島県によりまして改修されたところでございます。また、昭和49年には今切川の河口堰とか、50年に旧吉野川の河口堰といったことで完成をしております。それから、国が管理し始めましたのは昭和51年からでございますが、国が管理した以降は青色がございますが、この青色で示した部分が国で施工していったところということでございます。

それから、次に堤防の整備状況を少し見てみたいと思います。ここにございますように、これは河口から池田までの間でございますが、全体でいいますと、一番左下にありますように66.5%、約3分の2は堤防ができているということでございますが、この岩津、ちょうど真ん中あたり、河口から40kmぐらいでございますけれども、ここがうちの基準地点にもなっておりますけれども、ここから下流につきましては、ここにございますように真ん中のグラフでございますが97.5%。それから、逆に上流の方を見てみると68.5%ということで、非常にまだ上流の方には無堤のところが残っているという現状でございます。

次に、もう少し詳しく見てみると、洪水を安全に流下させるための対応ということで、これは上流の東みよし町の三加茂の場所でございます。平成16年の23号台風のときに浸水いたしまして、ちょうど赤の線が堤防が計画されている線でございます。今現在、当然堤防はないわけでございますが、ちょうどこの周りをこういうふうに浸水しました。浸水家屋は42戸でございます。

それから、今の現状といったしまして、堤防の漏水とか侵食ということがございます。こういうふうに特に岩津から下流では堤防ができておりますけれども、堤防ができていても非常に、昔、川砂利を使っていたりとか地盤が悪いということで、洪水が来ますと堤防の

中を川の水が伝わっていく、浸透していく、あるいは堤防の下をずっと伝わっていくと、そして皆さんの住んでおられる側に吹き出すと。これをほっておくと、だんだん拡大していく、堤防が決壊するということにもつながるわけでございます。

それから、これは内水被害のことを少し絵にしてみました。通常、吉野川本川の水量が低い場合は、こういうふうに雨が降っても、家がある側いわゆる堤防の内側の水というのは流れているわけでございますけれども、御存じのように本川の水が高くなりますと当然樋門なんかのゲートを閉めますので、中の水が外に出ていかないということでございまして、結果的に浸水が起こる。これが内水被害といわれる現象でございます。

次に、現状としての大規模地震への対応ということでございますが、特に大規模地震につきましては排水機場というのがございまして、特に河口部の樋門につきましては、今後南海地震等もございますので対応が必要になってくるであろうということと。それから、特にまた河口部につきましては、台風等によって高潮あるいは波浪といったものがございます。そういう高潮対策も当然必要になってくるだろうと。

それから、今度は防災関連施設でございますけれども、この辺の対応も必要になってくると思います。排水ポンプ車等の派遣といったこともやってありますけれども、水防活動に必要な資材、特に吉野川は漏水等が多うございますので水防活動が盛んであります。そういうふうな水防活動の資材の備蓄であるとか、あるいは今1つございますけれども防災ステーションとか、あるいは排水ポンプ車等の作業場といった、そういう施設の整備が今後も必要になってくるだろうというふうに考えてございます。

次に、旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方につきましても、ここにありますように、一言で言ってしまえば旧の堤防はございますけれども、今堤防の整備率が約30%ということでございまして、非常に整備率が低いということでございます。大規模地震への対応につきましては、ここにもございますように旧吉野川、今切川とかあっちの地区につきましては地盤が非常に緩い砂質土で構成されておりまして、地震になりますと右の絵のように液状化現象が起こると。その結果、堤防が沈下して、その後来る津波とか高潮によって浸水被害を受けやすいといったような状況が想定されてございます。

次に、防災関連施設の対応ということで、これは本川の方と同じでございますので割愛させていただききます。

次に、河川の管理の観点から見た状況でございます。吉野川、管理する区間は約116kmございます。四国の中でも一番長い川でございます。洪水等によりまして、いろいろ影響

はございますけれども、土砂の堆積であるとかあるいは木が茂ったりしますと水の流れを阻害すると、あるいは川の中に深堀れができますと当然堤防とかあるいは施設に影響が出てくると、安全性が低下するといったことがございます。

それから、あと今は川の中の話でございますけど、これは堤防とか護岸あるいは施設ということで、樋門とか排水機場の話でございますけれども、同じように自然現象、台風とか雨とかそういう自然現象によりまして堤防等も変形したりひび割れしたり、護岸についても同じようなことが考えられます。それから、施設の方、樋門とかあるいは排水機場につきましても、当然機器の老朽化というものも、今は非常につくってから老朽化が激しい時期になってきております。そういう時期を迎えると、洪水時に確実な操作が行えずには被害が増大するおそれも出てきているということでございます。

次に、不法占用とか不法行為の防止という観点からでございます。不法占用とか行為がございますと、河川の利用をされる方あるいは水防活動に支障になるということもございます。それともう1点、上の写真にもございますように、最近大型ごみの不法投棄というのがふえてございます。我々としましても、こういうふうな処理をしているわけでございますけれども、下のグラフのように非常に最近ふえてきております。そういうコストもかかるということで、少し問題になっております。

それから、次にダムの管理についてご説明をいたします。ダムの管理につきましては、早明浦ダムというのが吉野川本川の中では非常に大きな役割を果たしているということは皆さんも御存じかと思いますけれども、今まで早明浦ダムは81回の洪水調節を行ってきております。これは昨年17年の14号台風の洪水調節を行ったときの様子でございまして、ご承知のようにこのときには非常に渇水で、左の写真のようにダムの貯水位がほとんどパンク状態でございました。それが14号台風で水が来まして、洪水が起こりまして、そのほぼ全量、2億5000万m³くらいの水でございますけれども、すべてため込みまして貯水位が58mほど上がった。その結果、下流の池田地点では洪水調節を上の図のようにやって、約2.7m水位を下げる事ができたという状況でございます。

これは逆に、そうは言いながらも、上が早明浦ダム、下が池田ダムでございますけれども、それぞれダムができて早明浦ダムが31年間になりますけれども、このグラフにありますように青の方が流入量でございまして、計画を超える流入量が今まで4回ほどございます。それから、計画を上回る放流が2回ほどございます。同様に池田ダムにおいても、それが2回ぐらいあるということでございまして、非常にそういう計画を上回る洪水がこ

れまでにも起きているというのも事実でございます。

それから、これは堆砂状況でございますけれども、ダムは堆砂がございます。左側が早明浦ダム、右側が柳瀬ダムでございますけれども、早明浦ダムの方につきましてはちょうど50年直後、51年に台風17号が来まして、その台風でかなりの流入土砂がございましてバーンと上がっております。それから、下の青い線は想定された堆砂量でございまして、これにほぼ平行に進む格好で毎年どんどん堆砂があると。それから、柳瀬ダムにつきましても同じ見方でございますけれども、青い線に対しまして赤い線が実績でございまして、現在計画の約1.7倍の量の堆砂がダムの中にたまっているという状況でございます。

次に、危機管理でございますけれども、危機管理につきましては洪水だけというわけではございませんが、あと水質事故であるとかあるいは地震時の緊急時におきましては、迅速に河川情報の収集、提供に努めているところでございます。また、昨年の5月に水防法が改正されまして、各市町村の方におかれましては洪水ハザードマップと、聞かれた方は多いと思いますけれども、いわゆる各地区でどれくらい浸水があるんだろうかとか、あるいは避難経路とか避難場所とか、そういうものを示した地図でございますけれど、そういうものを作成して公表が義務づけられておるところでございます。

次に、水利用についてご説明をいたします。もうご承知のように、吉野川の水は徳島県だけではなくて香川県、愛媛、高知県と各県に、四国4県に分水されているということでございます。それをもう少し詳しく見ますと、それぞれこのように各ダムでためられた水が、右下のグラフにございますように約17億m³ぐらい、年間開発といいますか、ためられます。要は、それぞれ、このグラフにございますように約7割の水が徳島県に分水されている、流れてきていると、あと愛媛県は15%、香川県が14%、高知県が2%強ということございます。

これは吉野川の流況といいますか水の流れの状況ということでございますが、それを見た絵でございます。下のグラフを見ていただきますと、早明浦ダムによる流況の安定化と書いてございますが、要はあまり水が多くない時期に早明浦ダムがためた水を流すことによって赤の線のようになります。早明浦ダムがなければ緑の線ということでございまして、特にダムがない場合に比べて、早明浦ダムによってためられた水が下流に流されて、下流では安定的な水が確保されてきているという状況でございます。

これは、渇水の状況を少し書いたものでございます。赤の方が早明浦ダムでござりますけれども、早明浦ダムにつきましては取水制限、これまで完成してから約21回。それか

ら、青の方が銅山川水系でございますけれども、約18回取水制限を行ってきております。特に去年の渇水のときには、吉野川水系水利用連絡協議会ということで、早明浦ダムがこの写真のようにほぼ空の状態になって、そして発電用の水を緊急放流したということがございました。これはそれをもう少し詳しく見たものでございまして、この青の線は早明浦ダムがなければこういうふうな水の流れになるということでございまして、早明浦ダムがこのちょうど少し黄緑色といいますか緑っぽい色のところを、ためた水を流すことによって、下流の方、吉野川の下流地点につきましては水がこんなふうに確保されておると。一番少ないとで、ダムがなければ $20\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいでございますけれども、ダムから補給をされて $60\text{m}^3/\text{s}$ 近くまで水が流されているということでございます。

次に、水質でございます。水質につきましては、ちょっとここが見にくうございますけれども、吉野川本川は、例えていいますと山城町の大川橋から上流が水質基準でA A類型ということになっておりまして、そこから下流がA類型と、当然旧吉野川・今切川についても類型指定がなされておりますけれども、現在のところ、この右下のグラフのように青の線がいわゆる環境基準値でございます。BODに対して各地点ではかった結果が大体環境基準値はクリアできているということで、おおむね良好な水質は維持できているのではないかということでございます。

これは、銅山川水系で影井堰という堰がございまして、そこから下は水がほとんどなかつた状態でございますが、そこに堰を利用して環境保全のための水を放流しているという、非常に流況が改善している、水の流れが改善しているという状況を、試験的にやっている状況でございます。

次に、早明浦ダムの濁水でございます。早明浦ダムの濁水につきましても、これも非常に、聞かれたかと思いますけれども、51年とかそれから17年こういった形で濁水の長期化、下流に濁った水が長い間流れるという問題がございます。

次に、動植物の生息とか生育状況ということで、まず吉野川本川についてご説明を申し上げます。今ちょっと左上に書いてあります吉野川の上流域という部分、こんなところを言っているわけでございますが、ご承知のとおり大歩危、小歩危といったところに代表されますように山地渓谷でございまして、その渓流にはヤマセミとかあるいはアマゴが生息しているということでございます。

それから、中流域にまいります。中流域はこういうところですね。ここでは非常に扇状地を中心としました平野が開けておりまして、この写真にもございますように瀬とか淵

とか広いレキ河原が広がっているということで、そこにはアユの生息、良好な産卵場になっておりますし、それからレキ河原では右下の写真のようにコアジサシの鳥類の繁殖地になっているということでございます。ただ、少し課題といたしまして、シナダレススメガヤというような外来植物が、左の写真でございますけれども、非常に繁茂しております、こういったものが動植物への影響が懸念されていると。それから、右の写真のようにヤナギがかなり樹林化しております。水際がこのように切り立ってしまいまして、水際のながらかな連続性といったものが少し失われているということでございます。これはシナダレススメガヤの繁茂の状況を示した状況でございますけれども、平成7年にはほとんど繁茂しておりませんでしたけれども、平成12年と平成15年に調査しました結果このように示すようなことでございまして、非常に急激に繁茂しているという状況でございます。

それから、吉野川の下流域、この地域でございますけれども、私からご説明するまでもなく非常に広大な干潟が広がっているということでございまして、河口干潟にはシオマネキとか渡りのシギ・チドリ類の中継地になっているということでございます。

それから、次に旧吉野川の方でございますけれども、旧吉野川につきましては、ここにもございますように、河口堰から上流につきましては、この写真のように非常にワンドとかよどみとかがあって多様な水環境を呈しております。そこには、このようなタナゴ類とかいます。それから、マガモといった鳥類の、冬場は鳥類の越冬地になっているということでございます。ここも課題ということで挙げましたけれども、左の写真にございますように外来種でございますホテイアオイが非常に繁茂している。それから、魚類でいいますとオオクチバスといった外来種もおりまして、在来種に対する影響が懸念されているところでございます。

次に、河川景観でございます。これは少し先ほどの環境と重複するかもわかりませんけれども、上、中、下流というふうに一気に示しましたけれども、上流域では山地渓谷と、中流域ではこういうふうな広いレキ河原、あるいは水害防備林というのが非常にたくさんございます。それから、河口の干潟ということでございまして。特に中流域の水害防備林につきましては、最近ちょっと放置されて荒れているという状況もございます。

それから、旧吉野川の方にも、第十樋門から今切川の分派点まで、これは自然度の高い、こういう先ほどの状況でございますけれども、分派したところから2つの河口堰の間につきましては市街化が進んでおりまして、周囲には住宅地とか工場が点在している。また、河口堰よりも下流につきましては、このような護岸、コンクリート護岸ということに

なっておりまして、非常に単調で人工的な景観ということでございます。

それから、河川空間の利用につきましてご説明します。これは、まず吉野川本川の方でございますけれども、本川につきましてはアユなんかがたくさんおりますが、当然アユの漁業が行われているということ。それから、高水敷には非常に占用地ももうございまして、耕作地に利用されたり、それから各種イベント、スポーツ大会なんかに利用されないと。また、水際では子供さんたちがこういう水生生物調査、いわゆる学習の場にも利用されているということでございます。

それから、旧吉野川の方でございますけれども、旧吉野川につきましても写真で出したけれども、釣りやボートといった練習に利用されているとか、あるいは高水敷は散策とか、それから野外活動といった利用をされているということでございます。

次に、河川整備の目標でございます。河川整備の目標は大きく5つからなっております。1番目に基本理念、2つ目に対象の区間、3つ目に対象期間、4つ目にこれは洪水、高潮ということですから、いわゆる治水に対する目標、それから適正な利用であるとか環境といったものを5つ目に書いてございます。

まず、基本理念でございますけれども、基本理念は大きく3点ほどでございます。安全で安心できる吉野川の実現、これは治水に関することですね。それから、河川本来の自然環境を有する吉野川の再生。それから、地域の自然、景観、社会環境に調和し、個性ある吉野川の創造ということで理念を掲げてございます。

まず、具体的に対象区間でございますが、対象区につきましては今ここに示しましたように直轄管理区間ということになっておりまして、河口からずっと本川を登りまして池田までの区間、それとあと旧吉野川とか今切川、多少ほたる川とか小さい川がございます。それから池田から上流につきましては、新宮、柳瀬、富郷、早明浦とか池田ダムとか、こういったダムの区間が直轄管理区間になっておりまして、この区間を対象にしております。

それから、対象期間でございますけれども、おおむね今後30年間ということでございまして、今後30年間に整備する中身について書かせていただいたということでございます。

まず、その中の吉野川本川の洪水に対するための対応ということでございます。ここは、今私は目標を説明しておりますので細かいことはまた後で後半でご説明いたします。ここは目標ということですので全体的な考え方とか取り組みをご説明させていただきます。

まず、洪水でございますけれども、本川の洪水、平成16年10月台風23号と同規模の洪水に対しまして、川からの氾濫を防ぐような整備をしていこうということでございまして、

その量で申し上げますと、基準地点の岩津で約1万6600m³/ sの量でございます。

それから、先ほど課題でも出てまいりましたけれども、やはり堤防の漏水とか侵食への対応ということもしていかなければいけないということで、そういう堤防補強をやっていきましょうということ。

それから、内水被害への対応ということで、家屋の浸水被害が著しい地区につきましては、必要な内水対策を行って床上浸水被害というものを解消していくと。それから、同時にそういうハードだけではなくて、ハザードマップ公表といったものをやっていく、それからソフト対策も自治体と連携してやっていくということで、両輪で行きたいという話でございます。それから、排水機場につきましても非常に老朽化しておりますので、適正に補修等もやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、地震への対応でございますけれども、東南海・南海地震がございます。先ほどご説明しましたように、河口部の直轄管理権門のところの施設については必要な対策をやっていきたいという話と、高潮につきましては、昭和36年に第2室戸がございましたけれども、その台風に匹敵する河道内の進入波に対しまして、波浪ですね、波に対しまして、越波被害を防止していきたいというふうなことでございます。

それから、危機管理がございます。危機管理につきましては、いろいろ今後整備をしていくんですけれども、堤防の整備の途中段階におきましても、洪水とか地震等が発生した場合の被害を軽減していく対策ということでございます。

それからダム管理、ダム管理につきましては、特に早明浦ダムでは先ほどの超過洪水といいますか計画以上の洪水というのがございました、洪水調節機能の確保を図っていきたい。それから、柳瀬ダムにつきましても、少し先ほど説明が漏れましたけれども、放流能力の向上、堆砂対策、そういうものの対策もやっていきたいということでございます。

それから、次に旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方につきましても戦後最大、こちらの方は戦後最大が昭和50年8月6号台風ということになっておりまして、それを量で言いますと、大寺地点が基準地点でございます、こここの地点で約1000m³/ sの水を流せるような対応を取っていきたいというふうに考えてございます。

地震に対する対応でございますけれども、地震につきましては旧吉野川の方は少し2つに分かれておりまして、中規模地震と東南海と2つに分けて考えてございます。特に下流部におきましては堤防整備を促進していきたいということと、いわゆる堤防がない部分がございます。それから堤防の耐震対策と、できている部分については耐震対策というもの

を同時にやっていきたいというふうに思っております。それから、東南海につきましては、特に下流部に位置する、いわゆる津波等もございますので、そういった下流部に位置する樋門であるとか河口堰の耐震対策ということ。それから、堤防対策につきましても検討をやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、危機管理でございますけれども、これも市町が作成するハザードマップへの技術的な支援であるとか、それから整備途上段階で施設能力以上に来た洪水、高潮、地震等の発生した場合の被害を、こういうことで軽減していきたいということでございます。

それから、今度は河川の利用に関する目標ということでございますが、これは関係機関とも調整を図りながら、水利用の適正化、合理化に努めてまいりたいと、そして渇水時の被害を最小限におさめるための方策といったものを、やっていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、吉野川、示しましたけれども、中流域につきましては瀬、淵や良好な水際の環境の保全、それから先ほどの外来植物こういったものの対応、それからなだらかな水際の再生みたいなこと、それから下流域につきましては河口干潟の保全、それから河口から上流につきましては、これは特に魚類が遡上したり降下したりする、そういう連続性の確保ということでございます。あと、景観、水質につきましても、こういう形で保全に努めていきたいというふうに考えてございます。

旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方につきましても基本的には余り変わりませんけれども、水域、水際環境の保全、再生に努めるということと、移動の連続性につきましては本川と同じでございます。また、河川環境につきましても、自然度の高い河川景観というものの保全に努めてまいりたいというように考えておりますし、水質についても現状ではそう悪くはないということでございますが、良好な水質の維持に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、前半部分、目標に関する部分までご説明をさせていただきました。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。ただいまから10分間休憩をとりたいと思います。この会場は時計がございませんが、今私の時計でほぼ3時になりますので、3時10分から再開をいたします。ちょうど皆さんの、この会場のお出口左側に飲み物がございます。それから喫煙の方は3階フロアでお願いをしたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

〔午後 3時 0分 休憩〕

〔午後 3時10分 再開〕

ファシリテータ

それでは、3時10分を回りましたので再開したいと思います。どうぞよろしくお願いい
たします。

河川管理者

それでは、引き続き4章と5章の方を説明させていただきます。今から約30分少々と思
います。その後少し今まで会場で出たご意見について、ご紹介をさせていただきたいとい
ふうに思います。まず、4章、河川整備の実施に関する事項ということでございまして、
ここは大きくは2つに分けてございます。河川の工事に関するものと、それから維持管理
といいますか、その維持に関するもの、2つに大きく分けてございます。まず、吉野川の
本川の方からお話をします。洪水を安全に流下させるための対策ということでございます。

済みません、その前に、ここからはご説明いたします中身につきましては、いろいろ
こういうことをやっていくんだということでご説明を申し上げますけれども、今後やって
いく進捗状況をいろいろとフォローアップはしたいというふうに考えております。必要に
応じまして、整備項目の追加であるとか、あるいは削除、それから実施内容・箇所の変更
等、見直しは行っていきたいというふうに考えてございます。

それでは、本川の洪水対策でございますが、ここにございますように、本川につきま
しては、ちょうどここにグラフを示しておりますが、グラフといいますか図を示してあり
ますけれども、上が左岸、下が右岸でございます。左岸は下流に向かって左側、右岸は下
流に向かって右側の岸を右岸と呼んでおりますけれども、ここでは、ちょうど岩津から下
流のところでございます。

これを見ますと、この図は何をあらわしているかというと、現在の堤防高とか現在の
地盤高が計画されている計画高水位よりも低い箇所を示してございまして、この下流地区
では勝命というところですね。岩津より少し下流になりますけども、そこが1カ所そういう
ところがあるということでございます。

それから、今度は岩津より上流を見た場合でございます。上が左岸、下が右岸でござ
いますが、今赤で示しておりますような地区ですね、こういう地区です。こういう地区が、
今言ったように堤防がないところとか、あるいは低いところということでございまして、
まだ上流の方についてはかなりたくさん残っているということでございます。

それから、これは改修方法の1つを少しご説明するために映しておりますけれども、岩津より上流の方に行きますと、非常に狭隘、いわゆるこの左の絵のように山が川に迫ってきまして、堤防をつくると住むところがなくなってしまうというような場所もございます。そういう地区につきましては、右の絵のようにこの家の周りだけを輪中堤という堤防で囲んであげるとか、あるいは宅地自体をかさ上げして洪水から守ると、そういう方法も整備方法として考えているということでございます。

これは、全体をまとめるとこういう形になります。岩津から下流は1カ所、それから岩津から上流につきましては全部で11カ所、合計12カ所ということになりますけれども、堤防の整備延長は全体で約22.8kmでございます。それから、少し黄色で示した部分がございます。ちょっと手元の絵で見ていただいたらいいのですけれども、これが先ほど、5カ所ほどございますけれども、輪中堤とか宅地のかさ上げとかいった方法でやるところでございまして、比較的この上流のところに偏ってございます。

それから、河道の掘削につきましてですけれども、まず堤防は堤防で今申し上げましたようにつくるわけでございますけれども、堤防を整備してもなお、まだ川の水の流れる断面積が足りないといった部分につきましては、樹木の伐採をやるとか、あるいは川の掘削をやるということにしてあります。これは、特に下流の方で、これは善入寺島のあたりでございますが、その周りの樹木の伐採を行うということで、下の絵のように、少し木の絵が小さいですけれども、非常に繁茂をいっぱいしてある部分もございます。そういうところの伐採をすることによって、水を流れやすくしてやるということでございます。

それから、これは上流の方でございます。上流も今赤で示したところです。これを河道掘削ということで、5地区で21.6kmございます。下の絵にございますように断面を示しておりますけど、ちょっと縦と横の縮尺が極端に違いますので急にかいてございますが、こういったところを、赤で斜線をつけたところを掘削をしてあげると。

掘削をするに当たりましては、ここに平水位と書いてございますけれど、これはふだん流れている水位というふうに解釈していただいたらいいと思いますけれども、極力この平水位よりも上の部分を掘削して、できたら水際から河原については、この上の部分、水際の部分から下の方を改変しないということに気をつけてあります。

それから、実際には縮尺はこの上の絵のようになだらかな形でこういうふうに掘削するようになりますので。こういった形で掘削しますので、極力連續性を保てるということです。

それから、堤防の漏水の対策でございます。堤防漏水につきましては、ここに示しましたように、安全性の点検をいたしました結果、おおむね左岸で24.5km、それから右岸で24km対策が必要だというふうに考えておりますが、その中で対策が必要な区間を今赤でつけました。赤で示す5カ所の約19.3kmでございます。対策の方法は下の絵にあるような形でございます。

それから、次に侵食対策、これは堤防の水が流れる側がどうしても、水の流れが早いと、洗掘といいますか削られてしまうと。それで、だんだん被害が広がっていくということになるんですけれども、その防止対策として、洗掘対策ということでございます。同じように左岸が約25km、右岸が21kmぐらい、22km近くございますが、その中で今赤で示した、ちょっとぽつぽつと示していますのでわかりにくいかもしれませんが、お手元の資料を見てもらったらわかると思いますけれども、全体で5カ所、1.4kmの区間を対策したいというふうに考えてございます。

それから、内水対策でございます。内水対策につきましては、この絵に示しますように、河口からずっと上流まで、今色をつけた部分は、全体で35ぐらいの内水箇所がございます。したがいまして、今後は家屋等の浸水被害の著しい地区につきまして、排水機場の増設であるとか、あるいは新設といったものを実施していきたいというふうに考えております。それと同時に、やはりこういうハード整備だけではなくて、ハザードマップといったものも公表して、そういうソフト対策とともに、対策をとっていきたいというふうに考えてございます。

それから、次に、地震対策でございますけれども、地震対策につきましては、一番上にございますように、河口部の樋門、これも耐震補強の対策を実施していきたいと。それから、高潮につきましても、高潮堤防等の整備、特に河口部になりますけれども、波浪による越波被害の防止・軽減のために整備をしていきたいと。

それから、上流にいきまして、ダムの話でございますけれども、ダムにつきましては、まず早明浦ダム、洪水調節容量を増大させるとともに、低い貯水位のときにでも確実に放流できるようなゲート、施設をつけたいと。それから、柳瀬ダムにつきましても、放流設備の新設をしていきたいと。それから、池田ダムでございますけれども、池田ダムも昨年の洪水で池田ダムの貯水池の周辺が非常に浸水したという実績がございます。そういうこともございまして、堤防の新設であるとか、あるいは地盤のかさ上げといったものも、今後とっていきたいというふうに考えてございます。

それから、防災関連施設でございますが、これは防災ステーションの話になりますけれども、防災ステーション、御存じの方もおられるかもわかりませんが、ふだんは左の絵のように、地元の方々にいろいろ利用していただくということに使っていただくわけでございますが、いざ洪水ということになると、避難場所であるとか、あるいは水防の拠点になるということでございます。そういうところを整備するということで、今石井に1つございますけれども、中鳥にあと1つ整備をしたいというふうに考えてございます。

次に、そのほかの施設ということで、排水ポンプ車等の作業場ということでございまして、ここにもございますように、排水ポンプ車とか、あるいはクレーンの作業場の整備であると、それから側帯の整備というふうに書いてございますが、これは緊急用の土砂、いわゆる水防なんかによく使いますが、土砂が必要でございます。そういう土砂も、堤防沿いに備蓄しておくということでございまして、そういうところを側帯というふうに呼んであります。

それからあと、情報が大切でございますので、水防活動とか、避難誘導に活用していただくために、普通の水位観測所とか雨量観測所という設備、それから監視カメラ、それから光ファイバー、そういうものの整備もしていきたいというふうに考えてございます。

次に、旧吉野川の方でございます。同じような形で見ていただければいいと思いますけれども、旧吉野川につきましても、堤防整備、それから水門、川の掘削といったことによりまして、特に旧吉野川とか、それから今切川につきましては、対応していきたいというふうに考えております。それから、旧吉野川の上流の方につきましては、川の掘削を行いまして、堤防がない地区につきましては、床上浸水被害をおおむね解消していきたいというふうに考えてございます。

ここにございますように、見方は同じでございますが、こういう赤でつけたところが、やはり地盤が低いというところでございます。それを、全体にまとめたのが、この絵でございまして、ここに示していますように、全体で12地区ございます。ちょうど赤で示しております。約20.3kmの堤防整備をやるということにしてあります。

次に、河道の掘削でございますけれども、河道の掘削でございますが、まず下流部でございます。下流部につきましてもこういうふうに、ちょっと茶色っぽい色で示しておりますけれども、流下断面が不足する河道区間につきまして、河道掘削していくということにしてあります。それから、上流地区につきましては、今申し上げましたとおり、同じように無堤地区の外水、いわゆる川の水によっての氾濫を防ぐということで掘削をしていく

ことにしております。考え方は右下にありますように、本川の場合と全く同じでございます。

それからあと、いろいろ橋梁がかかってございます。これは許可工作物ということになりますけれども、許可工作物の中には、やはり橋脚の径間長が少し短いとか高さが低いとか、そういういたものもございますので、今後堤防の改修等を行うと同時に、そういう部分も工事にあわせて改築をしていきたいということでございます。

それから、地震対策でございます。地震対策は中規模地震への対応ということで書いてございますけれども、中規模地震につきましては下流部のまず築堤を実施していきたいということでございます。それから、軟弱地盤、既に堤防ができているところですが、こういうふうに地震対策、左の横断図がございますけれども、こういった耐震対策をして、沈下するのを防ぐということでございます。それから、南海地震とかそういう大きい地震につきましては、今後堤防に及ぼす影響等に関する解析方法というのが確立されれば、その辺の堤防等の被害の状況であるとか、あるいはその後の浸水、地震後の浸水被害といったものの検討をいたしまして、必要なところについては段階的に事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

それから、防災関連施設等につきましては、本川と同じでございますので省略させていただきます。

それから次に、環境の方に入ってまいりますけれども、先ほど課題でも少しお話ししましたように、シナダレスズメガヤといったようなですね、レキ河原を非常に占領しているといいますか、影響をしているものがございます。この部分につきましては、河原に定着や、あるいは侵入しにくい川の状態を再生していくということでございまして、検討委員会の中でも提言をいただきましたけれども、具体的にはこの絵に示しますように、そういう外来植物がいるということでございます。そのそばにこういうヤナギ類がありますと、非常にその環境、そういうのが育ちやすい環境になってまいりますので、こういうヤナギ類を伐採してやりますと、その後洪水が来ると川底がこういうふうに攪乱されて、そして流されてレキ河原が、きれいなレキ河原が再生できると。これは16年の台風のときにもかなりこういう状況でレキ河原が再生された実績がございます。

それから、もう1点、ヤナギでございます。水際のことでございますけれども、特に中流域におきましては、昭和50年から、それから平成2年にかけて、ヤナギが非常に繁茂しました。岩津下流ではそういう拡大傾向があるわけでございますけれども、特に水際

がこういうふうに急勾配になっている部分につきましては、このヤナギ類を伐採しまして、真ん中の絵のようにですね、伐採しまして、そして洪水が来ると、水際部にこういうながらかな連続性ができるという、水際ができるということでございます。

それから、その他、河道内の樹木の取り扱いということで出してございますけれども、その他河道内にたくさん樹木も繁茂しております。そういうものをどういうふうに今後管理していくかという部分でもございます。これにつきましても、委員会の中でいろいろご提言をいただきしております、ここに書いてございますように、個別の箇所ごとにそれぞれ管理目標をつくって、そして治水とか環境とか風土とか、そういうものからいろいろと評価して、そして具体的にこここの場所をこんなふうに管理していくんですよということを決めて、今後管理を行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、次に河川空間の話でございます。吉野川の方からいきますと、これは子供たちが河川の利用の推進とか、体験活動を重視するために、四国三郎の郷というのがございますけれども、そこに水辺の楽校プロジェクトということで整備しております、今後もこここの部分につきましては、整備をしていきたいというふうに考えてございます。それからもう1つ、旧吉野川・今切川につきましては、ここに示しましたように、今切川の左岸の百石須地区に、水辺プラザということで整備をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、ダムの貯水池の周辺の整備につきましては、ここにございますように、早明浦ダム、レクリエーションの機能とか、ダム空間の適正な利用の誘導とか、あるいは水源地ビジョンというのが策定されていまして、その辺の支援をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、次は河川の維持ということで、河川の管理の方の話でございます。河川の管理につきましては、まず河道、いわゆる川の中の維持管理ということでございまして、これにつきましては河川の巡視とか測量をやっておりまして、土砂の堆積の状況であるとかいうことも把握しております。あと、洪水を流すための断面積の維持ということもやつていかなければいけないので、川の整正とか樹木の伐採といったものも必要に応じてやっていきたいと。

それから、堤防とかの方でございます。堤防の方も幾つか挙げておりますけれども、基本的には巡視をやったり点検をやりまして、堤防漏水とか、あるいは被災箇所がございましたら、必要に応じて補修をやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、施設の方も、樋門とか排水機場といったことでございますけれども、ふだんから点検は巡視でやっておりますし、それから樋門の操作員の方々にも点検をお願いしております。また、専門家の方々にも定期の点検をお願いして実施してあるところでございまして、今後もそういう点検で不具合・故障等を発見した場合は速やかに対策をとっていきたいというふうに考えてございます。

それから、次に許認可事務でございます。許認可につきましては、ご承知のとおり、それぞれ河川法とか、あるいは砂利を採取してございますので、砂利採取法に基づき適正に対処してまいりたいというふうに考えております。

あと、河川美化につきましては、ここにちょっと写真が載ってございますけれども、地域の方々にもご協力をいただいて、いろいろ清掃も行っていただいておりますが、今後ともさらなる河川美化に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、水防資機材の確保につきましては、やはり先ほどから緊急的な備えが必要だということで、水防資材の備蓄にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ダムの維持管理、これにつきましては、ダムでございますのであれですけども、堆砂が多いということでこういう堆砂対策ですね。それから、これはダムに流れ込んだ流木を、ただ処分するのではなくてリサイクルして、そして土壤改良材なんかに有効利用しているという例でございます。

次に危機管理体制の整備ということで幾つかございますけれども、まず河川情報の収集・提供ということでございます。洪水だけでなく、水質事故であるとか、あるいは地震等につきましては、迅速に、的確に、皆さんに情報を伝えするということで、そういうものにつきましては、県を通じまして、関係市町村に周知しているところでございます。また、報道機関とかインターネットを通じまして、一般の方々にも情報の提供に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、地震、洪水の対応でございますけれども、特に不測の事態が発生した場合には、応急復旧、あるいは災害対策用の機械を派遣して、被害の防止・軽減に努めたいというふうに考えております。

それから、先ほどから出てまいりますハザードマップの話でございますけれども、各市町村にハザードマップの作成・公表に対して、我々としても技術的な支援を行っていきたいというふうに考えておりますし、またハザードマップを利用した避難訓練とか避難計画、そういうものにつきましてもご支援していきたいというふうに考えてございます。

それから、水防団との連携、特に水防活動を盛んにやられておりまして、やはり水防団と水防資機材の備蓄状況の情報の共有化というふうに挙げてあります、それ以外にも、重要水防箇所の合同巡視であるとか、あるいは水防訓練というのもやっておりまして、水防体制の充実を図っていくということでございます。

それから次に、水害防止体制の構築ということで挙げました。これは、我々だけではなくて、やはり地元住民の方々とかが一緒に、ここに自助、共助、公助というよく聞かれる言葉でございますが、そういった連携が必要だということでございまして、それぞれ被害を少なくするために、防災体制・連絡体制の強化というものを図っていきたい。

それから、水質事故、ここに船がちょっと沈んで、これは油の流出事故でございますけれども、そういった水質事故に対しましても、影響がございますので迅速な対応ができるように、いろいろ訓練も含めてやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、災害復旧につきましては、いろいろ災害が出ておりますけれども、特に重大な災害ですね、これは通常の災害でございますけれども、特に破堤等の重大な災害が発生した場合には、当然被害の拡大を抑制しないといかんということでございますので、緊急的な対応もとりたいというふうに考えてございます。

次に、河川の利用とか、そういった分野でございます。適正な流水の管理ということでございまして、我々としましても川の水量とか水質というものは当然常時監視しております。

また、川の水を使われている利水者の方もございます。そういう利水者の方に対しては、特に取水量ということで、的確に取水量を我々としても把握するということで、流量計とかあるいは水位計等の設置も今後ご指導していきたいというふうに思います。

それから、渇水への対応ということでございまして、これは既に吉野川水系水利用連絡協議会等がございます。円滑な渇水調整も今後も対応に努めていきたいというふうに考えておりますし、それから住民の方々にはやはり節水を呼びかけますのでぜひご協力をお願いしたい。もう1点、ここには既存水資源開発施設というふうに書いてあります。要は、今あるダムでございますけれども、そういった今現在あるダムを有効利用した、異常渇水への対応方法といったものも、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、水質の保全でございます。水質の保全につきましては、ここにもございますように、水質汚濁防止連絡協議会というものがございます。その辺も通じまして、情報を共有したり、あるいは関係住民の方々と連携をとって、現況の水質の維持に努めていきたい

というふうに考えてございます。

次に、これはダムの話でございますけれども、ダムにつきましても、先ほど少しお話しあしましたけれども、洪水あるいは渇水時の濁水の話もございます。そういう濁水対策につきましても、選択取水設備の適切な運用であるとか、あるいはたまたま泥のしゅんせつであるとか、そういうものの今後継続していきたいというふうに考えております。また、銅山川の試験的にやっている河川環境保全のための試験放流も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、今度は河川環境の分野でございますが、吉野川本川の方でございますけれども、特にアユ等の産卵場や採餌場になる瀬・淵が多く分布していると、このような写真でございますけれども、そういう状況がございますので、そういうところの保全に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、こういった竹林、中流域という話を先ほどさせていただきましたけれども、こういうような竹林はサギ類のねぐらに、いわゆる営巣地になっているという部分もございます。ただ、堤防の整備とかあるいは川の掘削ということも、一方で行っていかなければいけないということもございまして、その辺は整合をとりながら竹林の保全に努めていきたいというふうに考えてございます。

次に、川の連続性のお話でございますが、これも遡上とか降下を行う魚類、あるいは底生動物というものがございます。ここは柿原堰の写真でございますけれども、川の連続性の確保にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、これは河口干潟の保全ということでございますが、シオマネキとか底生動物、ご承知のとおりたくさんあるということでございまして、またシギ・チドリの中継地にもなっているということでございます。我々が河川の工事等を行う場合につきましても、こういった場所の保全に努めていきたいというふうに考えてございます。

次に、旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方につきましては、ここにもございましますように、ワンドとかよどみ、先ほどもご説明しましたけれども、そういうものがございまして、魚類とか、あるいは沈水植物など、良好な生育環境になっておりますので、河川工事の際にも、これらの保存に努めていきたいというふうに考えてございます。また、川の掘削の必要な箇所につきましては、ヨシ・クロモなどの多様な水際植生の保存にも努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、これは第十樋門のところの魚道でございまして、先ほどの柿原と同様でご

ざいます。

次に、河川の景観ということでございます。吉野川の景観、吉野川本川の方でございますけれども、川の掘削の際には、やはり緩い勾配、先ほどカットといいますか、切っていくというお話をしました。そういうことによりまして水際植生の回復を図っていきたいというようなことがございます。また、放置された竹林につきましても、できれば地域住民の方々と一緒にになってその管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、旧吉野川の方でございます。旧吉野川の方につきましても、河口堰の下流は、先ほどコンクリート護岸が続く単調な景観というようなこともお話ししましたけれども、極力多自然型工法を使って、自然度の高い河川景観になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、次に河川空間の利用というふうになってくると思いますけれども、特に、中流域、それから下流域、それから旧吉野川というふうに書いてございますが、中流域につきましては、ここにございますように、水辺に残された竹林などがございます。その辺の調和をとりながら、沿川地域に密着した多目的な広場として管理していきたいというふうに考えております。高水敷もこういうスポーツ等の行える空間として管理していきたい。それから、下流域につきましては、自然環境、あるいは、広大な自然景観とか環境というのがありますので、親水空間として管理していきたいと。高水敷については、同じような形でございます。それから、旧吉野川・今切川につきましては、沿川に住民の方々がたくさん住んでおられますので、身近な水辺のオープンスペースとなるような管理に努めてまいりたいと、管理をしていきたいというふうに思っております。

それから、川に親しむ取り組みということでございまして、これは子供たちの環境教育というようなこともございまして、ここにありますような水生生物調査といったものの取り組みについても、積極的な支援をしていきたいと思っておりますし、またボランティアで本当にお世話になっておりますが、清掃活動なんかもやっていただいておりまして、一緒にになって今後我々もやっていきたいと。そして、河川愛護活動なども十分実施していきたいというふうに考えてございます。

それから、最後に今後に向けてということでございます。4つほど挙げてございます。1つ目が、情報の発信と共有ということでございます。これまでやってまいりましたけれども、やはり情報、いわゆる公開講座であるとか、あるいはホームページであるとか、あるいは広報誌であるとか、そういうもののを通じまして、皆様方と一緒に情報の共有化

を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目、住民の方々とのあるいは関係機関との連携・協働という話でございますけれども、やはり洪水による被害の発生の防止であるとか、あるいは軽減を図るといった観点、あるいは環境を保全していくという観点からは、我々でなくて、皆さん一緒になってということでございますが、それぞれの役割が確かにあります。それぞれの役割を認識しながら、一層連携・協働していきたいというふうに考えてございます。

それから、3つ目がIT（情報技術）の活用ということでございます。これにつきましては、実際災害が発生したときに、なかなか状況をつかみにくいというのが実態でございます。非常に技術的に難しいところもございます。したがいまして、そういう部分につきましては、自治体と、それから我々が協力しながら、被害情報をリアルタイムで収集しまして、共有する体制をすることによって対策も生まれてくるということで、その辺の調査研究も進めていきたいと。

最後に、5・4として挙げましたけども、河川整備の調査研究ということで、まだまだそうはいっても管理者の課題というものは解決していかなければいけないものがございます。また、新しい技術につきましても研究開発に向けてやっていかなければいけないことがございまして、今まで我々が集めました水文データとか、あるいはいろんな情報、そういうものも使いながら、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で、整備計画素案の説明は終わらせていただきます。

ファシリテータ

はい、どうもありがとうございました。ちょうど今素案の説明が終わりました。ちょうどきょうのこの会に先立ちまして、学識経験者の会が1回、それから市町村長の会が3回。それから、流域住民の皆さんの会が4回開かれております。ちょっとこの概要のご紹介をしていただきたいと思います。

河川管理者

では、今まで開催されてきました意見を聴く会での、これは主要な意見でございますので、簡単にご紹介をしておきたいと思います。

まず、一番初め、6月27日に吉野川の学識者会議というのを開催いたしました。この学識者会議につきましては、とりあえず意見の素案への反映も必要だというふうに考えておりまして、その辺の考え方もあわせましてご紹介をさせていただきます。

一番上が森林の現状と課題というものをもう少し入れるべきではないかというご意見で

ございます。これにつきましては、流域の整備計画の素案の中の、流域及び河川の概要というところがございます。その中にこういうことをもう少し詳しく書いたらどうかということございました。これにつきましては、我々も森林の機能というものは重要というふうに考えておりますので、記載を充実していきたいというふうに思っております。

ただ、河川整備計画で記述する内容につきましては、やはり直轄管理区間ということで挙げられておりますので、おのずと限界がございます。したがいまして、我々河川管理者にできない部分につきましては、関係機関に働きかけていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目、旧吉野川の話でございますが、これは先ほど地震の話をしましたけれども、液状化ということが想定されておりまして、堤防部分だけではなくて、堤内地も含めて一緒に考えていくべきではないかというようなご意見でございます。これにつきましても、洪水による沈下の後、洪水・高潮と、いろいろございますけれども、そういうリスクも把握しながら、流域自治体、それから流域住民の方々と一緒にになって、被害軽減のための施策を推進していくことの内容につきましては、追加して記載していきたいというふうに考えてございます。

それから、一番下、河川環境に関してはやるべきことを明確に記載されたいと。河川環境の目標というものは、どうしても堤防の整備とか、そういったものに比べて具体的でないというご意見でございます。

これにつきましては、おっしゃることは確かにそうだと思いますが、河川環境の目標設定につきましては、治水のように堤防を何mにつくるというような、具体的な数字であらわすのが非常に難しゅうございます。そういうこともございますので、今後学識者会議等もございますので、ぜひそういった場でも、具体的な河川環境の目標についてのご意見とか、あるいは提案をいただきまして、できる限り素案の中に反映していきたいというふうに考えてございます。

それから、ここからは、住民の方々とか、それから、市町村長さんの方々の意見の場でございます。

まず、7月8日に中流域、美馬会場でございます。これは、1番目と、一番上と2つ目、両方とも同じ三加茂の場所でございますけれども、本川の改修と同時に支川側も改修を一部当然、取りつけの部分がございますので、そこら辺は県が管理しておりますので、十分連携して堤防整備をやってもらいたいというようなことでございます。内水対策も含めて

考えてほしいというご要望でございます。

それから、2つ目は同じ三加茂地区でございますけれども、堤防の法線といいますか、堤防のできる位置を、やはりそこには歴史的な景観を残す部分もあるので、少し堤防の位置を複数案提示してもらえないでしょうかと、こういうご意見でございます。

それから、3つ目は多自然型工法の採用ということでございます。今までも、我々もいろいろ試行的に多自然型に取り組んできております。ただ、今までやってきたものがすべてうまくいっているかという部分ですと、そうでない部分もございますので、やはり今後は、河川工事に当たっては多自然型工法をぜひやってほしいというご要望と、専門家あるいは地元の住民の方々から意見を聞いて、一緒にやってほしいと、こういうことでございます。

次に、住民の方の高知県会場でのご意見でございます。これは、上流の県管理区間、つまり池田から上流につきましては、今回の整備計画の中には、直轄区間でないということで書かれてございません、川についてですね。だけど、そこでは浸水被害がたびたび発生しているということで、ぜひ直轄化をお願いしたいということのご意見でございます。

それから、2番目が早明浦ダムの洪水調節機能に関するいろんな質問とかということでございます。これは、ダムから放流された洪水によって、ダムの下流で被害が起こっていると、どうにかしてほしいということでございまして、その辺はダムの洪水調節機能の話とか、そういう部分のご要望でございます。

それから、先ほどから出てまいります、一番下でございますけれども、濁水に関する対策をもう少しやってほしいということでございます。

次に、市町村長さん、中流域でのご意見でございます。これは7月11日に開きましたけれども、一番上、特に岩津より上流では、無堤地区がまだまだ残ってございます。40年間待っているんだけどまだできないのかという話でございまして、早期に堤防、無堤地区を解消してほしいというご要望でございます。

それから、2つ目、これは堤防というよりも、むしろ河川の利用といった面からでございまして、利用できる土地が少ないという、上・中流域は少ないんですけれども、特にそういう少ないところでこそ、河川空間を活用した整備をお願いしたいと。下流の広いところばかりでやるのではなくて、上流にも目を向けてほしいと、こういうことでございます。

それから、川は観光資源ということでございますので、そういう部分の整備をお願いしたいということでございます。

それから、一番下、5年から10年の間で実施する計画ということでございまして、それが知りたいと。これは30年の計画を示しているわけでございます。そうはいっても30年間では少し長過ぎるので、5年間でも10年間でもいいから、近々の計画も教えてほしいと、こういうことでございます。

次に、住民の方で、吉野川市の会場でございます。ここも、無堤地区があるので早く整備を、築堤をやっていただきたいという話がございました。

それから、2つ目、内水対策については、内水被害軽減に向けた排水機場の整備ということになるかと思います。これにつきましても、これは内水対策をお願いしたいということ。

それから、農業用水の取水の妨げになる土砂の採取、それから樹木の伐採。これは、農業用水を、吉野川の本川から取水しているわけでございますけれども、その入り口が、非常に水がとりにくくなっているので、土砂あるいは樹木の伐採をしてほしいということです。

次に、住民の方々の、北島町での会場のご意見でございます。ここでは、旧吉野川とか今切川の話になるわけでございますけれども、その地区の河川の、広島橋の下流のあたりのところですけれども、河川の拡幅が進められていないということで、早く拡幅をしてほしいと。非常に川が狭まっているところのご要望です。

それから、あと、今切川の方につきましては、支川が今切川に出てきておりますけれども、非常にそこが、内水とか、それから逆に今切川の本川の方から水が入ってきて浸水してしまうということでございまして、その合流点に水門、排水機場を設置してほしいということでございます。

それから、2番目、吉野川整備計画の目標安全度をもっと高くしてほしいということでございまして、これも安全性を確保するためには、今の整備目標ではなくて、もっと高い目標を持って整備してほしいというご意見でございます。

それから、一番下はちょっと直轄とは違うのですけれども、支川の方でございますが、板東谷川というのがございまして、その上流に非常にたくさんの廃棄物が投棄されていると。水質の心配もあるので、ぜひ何らかの対応をお願いしたいということでございます。

それから、次、7月25日に下流域での市町村長さんとのご意見でございます。吉野川・旧吉野川・今切川の無堤地区を、早期に整備をしてもらいたいということで、特に旧吉野川・今切川につきましては、まだ堤防の整備率が30%ぐらいということでございまして、

まだまだ堤防が今後もなかなかできないという部分もございます。そういうことに関連してのご質問でございます。

それから、内水地区におきましても、先ほどと同じです、内水対策ということでございます。

それから、災害情報の整備、それから情報の内容をわかりやすくしてもらいたいということでございまして、特にこれもかなりご意見が出まして、情報につきましては、非常に、避難指示とか勧告とかを出される立場でございますので、そういうたわかりやすい情報とか、早く正確な情報とか、そういうものが欲しいということでございました。

それから、市町村長さんで上流域ということでございます。これは早明浦ダムがある、嶺北の地域でございますけれども、ダムによって浸水被害、ダムによってということではないのですけれども、ダムから流された水によって浸水被害も発生しているということで、ぜひその浸水被害対策もしてほしいということでございます。高知県との区間もございますので、高知県との調整もぜひしてほしいと、こういうことでございます。

あと、早明浦ダムが、事前放流が可能な設備も整備してほしいと。

それからあと、早明浦ダムの濁水の話についても、抜本的な対策をぜひお願いしたいと。

それから、最後に森林の整備との連携とか、堆砂対策、そういうたものにつきましても、堆砂対策につきましては、のけたものを有効活用とかということ。それから、森林の整備との連携ということで、これについていろいろ、濁水の話の絡みでそういう話が出ております。

以上で、今まで会場で出ました主要なご意見について、ご説明をさせていただきました。

以上でございます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。今ちょうど素案の説明が終わりました。ただいまから10分間休憩に入りますが、10分後から皆さんの意見を賜りたいと思います。この素案ですね、皆さんの素案の一番最後に附図がございます。ご発言の中で、特に吉野川の個別の箇所についてのご発言があります方は、もし差し支えなければ附図の方をご参照いただきまして、ここの質問だ、あるいは意見だということをご表明いただければ幸いでございます。

それでは、今ちょうど私の時計で3時50分でございますので、4時から再開をいたしま

す。よろしくお願ひいたします。

〔午後 3時50分 休憩〕

〔午後 4時00分 再開〕

6) 吉野川水系河川整備計画【素案】についての質問と意見

ファシリテータ

時間になりましたので、ただいまから参加者の皆さんのお意見を拝聴するお時間をとりたいと思います。きょうは非常に多くの皆さんいらっしゃいます。冒頭にグラウンド・ルールにございましたように、ご発言、それから意見聴取を全く同等に扱うということでございますので、なるべく多くの方のご発言をいただきたいと思います。

進行役の方から1つお願いがございまして、お1人が、例えば5つ、6つ、7つご質問をされると、ほかの方のご意見が拝聴できないということでございます。きょうは非常に人数が多うございますので、できましたらお1人2つ程度のご意見にさせていただきまして、もし最後にご意見がなければ、3つ目、4つ目をその時点できただきたいと思いますが、もしかしたら3つ目、4つ目のご意見についてはご意見をこの場でご拝聴できない可能性があります。そのときにつきましては、大変お手数ですが、意見用紙の方へお書きいただきまして、これについては冒頭に申しましたように取り扱いは同等でございます。

今から発言いただきますが、きょうは挙手でお願いいたします。手を挙げていただきます。手を挙げていただいた方から私の方がお当いたしますので、きょうはスタッフが何名かいますので、その場で、恐れ入りますが、ご起立ください。そうしますとマイクをお渡しいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今からご拝聴いたしますが、どうぞ皆さん。それから、1つルールで、お名前と住所だけですね。

はい、どうぞ。最初にお名前と住所を賜りたいと思います。

参加者（Aさん）

A。

ファシリテータ

はい、Aさん。

参加者（Aさん）

住所は徳島市。

ファシリテータ

徳島市まで結構です。どうぞお願ひいたします。

参加者（Aさん）

私は下流域、徳島市の下流域の住民でございますので、下流域に関する意見なり質問なりをしたいと思っております。

ファシリテータ

はい、よろしくお願ひします。

参加者（Aさん）

下流域と中流域との境界といいますか、それは第十堰だと思うんでございますが、第十堰は、洪水のときに海水の上昇、これの境界点、それで上流から台風の水が来る、これの接点やと思うんです。この第十堰のことについて、あんまりこの問題を重視されてあらんとわしは思うんです。これはね。30年の計画、これはよろしいことはよろしいんですけども、最近の問題、特に南海地震の問題なんかにおいてはやかましいんですけども、第十堰の問題は立ち消えみたいになってしまって、全く、きょうの説明あたりでも柿原堰と同じやというような説明であります、第十堰について重大性ということを全く認識してあらんというぐあいに私は思うんです。この意味におきまして、第十堰の問題をもっと重視して検討していただきたいと、こういうぐあいに思います。

かつての第十堰には多額の国費が置かれておりましたことがあったんです。ところが、かつてある知事のときにそれを返上してしまって、そして第十堰の問題は立ち消えみたいな形になってあると思うんです。しかし、第十堰の問題をほうっておいて、捨てておいて、そして徳島市なり徳島市下流水域利用の安全というものは、これは守れんと思うんです。この意味におきまして、第十堰をどのように認識され、第十堰を今後どのように処置したいかと、こういうことについて当局の意見なりを質問いたしたいと思います。

ファシリテータ

徳島市のAさん、どうもありがとうございました。

この素案の中に第十堰が入っていないというふうなことでございます。この素案そのものは第十堰を除くというふうなところからスタートしておりますが、この「除く」そのものについてのご意見かと思います。第十堰を重視してどう考えるのかというふうなことでございますが、あくまでこの素案という中に入っていないというふうなことでよろしいですか。

参加者（Aさん）

そうです。

ファシリテータ

河川管理者の方についても、ご発言のときは拳手をして、そしてご起立をお願いしたいと思いますが。いかがでございましょうか。

はい、どうぞお願いいいたします。所属とお名前をお願いしたいと思います。

河川管理者

四国地方整備局の河川計画課長をしております館と申します。よろしくお願いいいたします。

今、ご質問のあった第十堰の件ですけれども、きょうの説明の中でちゃんとそこが出てきたかわからないんですけれども、進め方として、今回やっている第十堰以外の部分の河川整備の計画と第十堰の抜本的な対策というものを切り分けて、それぞれ別々に進めていくということを、これは平成16年の5月ですかね、4月ですかね、そういう方法で今後やらせていただきたいということで発表していて、そのやり方で進めているということをございますので。第十堰の抜本的な対策についてもいろいろと考えられている方はいらっしゃるとは思いますけれども、そちらの方の議論というのは、今回のそれ以外の部分とは別のところでお聞きするというか議論することになりますので、その部分についてはご理解いただきたいと思っております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

今のご質問で、第十堰を重視しているということは変わりないということですか。重視ということと検討をどうするかということですが。

河川管理者

第十堰もずっと前から議論になっていて、それは当然ちゃんとしなくてはいけないとは思っているのですけれども、ただ今回、先ほども言いましたように検討は別々にやって進めていくということですので、第十堰の部分についての議論はそちらでさせていただきたいということでござります。

ファシリテータ

はい、わかりました。

では、次の方ですが、先ほど、こちらの方が早かったのでちょっとお待ちください。さつきお2人挙げられていまして。

どうぞ、お願ひいたします。住所とお名前をいただきたいと思います。

参加者（B）

徳島市のBと申します。

本日はいろんなお話をちょうだいしましてありがとうございます。河川調査官様には、この意見具申の内容を8ページにわたって提出させていただいておりますが、要約しまして質問をさせていただきたいと思います。

今、河川の問題を色々説明いただいたんですが、その根源の森林の問題についてもう少し踏み込んでやっていたけたらと思います。明治29年施行の河川三法、すなわち河川法・森林法・砂防法、これがどうも機能していない、かえって体系がもう分かれてしまいまして、中央省庁が縦割りになってしまって機能していないのではなかろうかと。そこらのところをもう少し、全般論として、国土保全法として取り扱いをしていただけたらと思います。

具体的に、日本学術会議が、この森林について年間67兆7800億円の公的利息を評価されております。そのうち建設関係、河川関係につきまして言われておりますのは41.7%の28兆2500億円、それから2番目には水質浄化機能で21.6%の14兆6400億円、3番目には水資源確保が12.9%の8兆7400億円というふうに農林水産大臣に答申をされておりますが、これは単なる農林関係ではなく、例えば洪水防止ということから考えますと、この41.7%、28兆円というものは、出さなくてもいいものが出ておる。ということは、がんになって開腹手術をするよりも、その以前の健康体の方を先に考えるべきでないのかという示唆が受けとめられております。そういう観点から、ぜひ森林関係にもう少し踏み込んで農水省と連携を持っていただきたいと思います。

先日の学識経験者会議の席上、農水省にはそういう統計はございませんということを2回にわたっておっしゃりましたけれども、農水省にも統計はあります。統計がない省庁だったら存在意義はありません。ですから、河川を論ずる以上、やはり森林から物を考えていかん限り、これは崩れた後から金を出すような、そんな国費の乱費をしておったのでは国民の懐は豊かになりません。ですから、本元を森林から健全化するようにしていただきたいと。この67兆7800億円をどのように生かすかということを考えていただけたらと。

詳細につきましては、8ページにわたって提出させていただいておりますので、またごらんいただけたらと思います。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。徳島市B様の方から、根源となる森林の問題について踏み込んだ視点で素案に入れていただきたいと、ついては農林水産省の方とも連携をとってほしいと、こういったご意見かと思いますが、河川管理者の方からいかがでございましょうか。

はい、どうぞお願いいいたします。

河川管理者

河川計画課長をしている館でございます。

先ほど、説明の中でも徳島の副所長の方から申し上げたと思うんですけども、まず森林についてはいろんな機能があるということですけれども、今回つくっている整備計画というのは、河川法に位置づける河川整備計画ということですので、基本的にはやはり、書くことというのは河川管理者としてする河川事業ということで、そういうことで限界があると思っております。

ですので、おっしゃるように森林の機能とか価値というものはいろいろとあるとは思うんですけども、正直言ってこの整備計画の中で位置づけるにはちょっと難しい、限界があるというふうに考えております。もちろん、先ほども言いましたけれども、いろんな省庁があります。農水とかいろんなところがありますので、我々としてそういうところに働きかけていけるようなこところは、そういうこともやっていきたいというふうに考えております。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

次、お願いします。はい。先ほどはお待たせしました。どうぞお願いいいたします。

参加者（Cさん）

Cと申します。徳島市です。2点ということなので何を言おうかと思ったんですけども。

1つは進め方の問題です。これはファシリテータの方は独立して今回の進行に携わっていただくというふうなことなのでぜひお願いしたいんですけども、これは住民からの意見聴取ということは、当然地域の利害ということを率直に言う場であると。これはいわゆる陳情と言われているものだと思うんですが、そういう側面もあります。けれども、一方では、これはやはり30年ぶりの河川法改正によって、吉野川の30年後の将来を決めるという点から、住民一人一人が30年後に子供や孫にどういう吉野川を伝えるのかということを

率直に出してもらうという場だと思うんです。むしろそちらの方にこそやはり大きな比重を置いて、大所高所から議論をしてもらいたい、そういう運営をしてもらいたいと思うんですね。

そういうことで、今回1時間という時間なので2問というふうに限定するのはやむを得ないと思うんですけれども、今後回数とか時間というのはできるだけ取って、そういう徹底した議論を進めてもらうような運営をお願いしたい、これが1点です。

それに伴って、国土交通省の方にはそうした議論ができるようなデータ、資料、これをぜひ随時出していただきたい。今までデータを出してほしいといいますと、情報公開手続でやれというふうなことになりますて、すぐに出てこない。高松まで何度も行かなければいけない。これではなかなかはかどりません。そういう点についてぜひ対応をお願いしたい。これが進め方の問題です。

それともう1点、冒頭にA先生の方から第十堰の話が出ましたので、私もちょっと関連質問をしたかったんです。といいますのは、抜本的な第十堰の対策のあり方というのは何を指しているのかということをちょっとお聞きしたい。今回の整備計画といいますのは、30年後の吉野川ということを想定した計画です。抜本的な対策のあり方といいますのは30年規模の将来の第十堰のあり方を想定しているのか。それとも、もっと長期的な、基本方針で検討されているのはもっと長期的な150年とかいった射程で想定されるテーマなのか。これですね。

それから、この第十堰の点からいいますと、今回別にするということではなくて、整備計画の議論の中で抜本的な対策のあり方を検討しなくても、整備計画が可能であるというふうに考えているのかどうかというふうなことをお聞きしたいと思います。つまり、つくれる、できるというのであればその理由を教えてもらいたい。整備計画の中で入れなければならないというのであれば、現在の段階でどこまで調査が進んでいて、これからどの段階で第十堰についての具体的な検討を始めるのか。こういったスケジュールについても、これは説明をしていただかなければ整備計画の進め方についてよくわかりません。

特にこの間、第十堰問題については、吉野川全川の中で最も危険なことであるというふうなことで可動堰計画が行われてきました。にもかかわらず、この間、6年間、何の手当ても打たれていない。今回、非常に大事なときにさらに先送りをするというふうなことであっては、これは河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思うんですね。そういうことで今言ったような点について、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

特に、この整備計画の検討を始めるに当たって、河川局長が3原則を約束されました。これは、徹底した情報公開と住民参加で整備計画をつくる。それから、第十堰については治水と文化と両面から検討する、そして森林と一体となった河川整備をする、こういった点からすると、この検討方法についてはこの間何度も質問をしたんですけども、一切説明なく突然こういう方式での検討が発表されたということにおいて、十分な情報公開がされないというプロセスがあったと思うんです。もしこれから第十堰の検討を始めるのに当たって、同じような形で突然仕組みが発表されるのであれば、これは住民合意というにはほど遠いものになる心配がある、再び混乱が起こる心配があるということを強調してご返事をお願いしたいと思います。

ファシリテータ

ありがとうございました。大きく2点がございます。1点目は、今回のこの住民の皆さん等々から意見をちょうだいする場ですね。今のご質問の中で、今後回数、それから時間につきましては、この住民の会ということですか。それとももう少しほかの会もということでしょうか。ご質問の内容として。

参加者（Cさん）

住民の会以外で私たちは発表する場がありません。もちろん公聴会とかあるんですけども、そういう意味では住民の会の運営として、運営の仕方としてそれをご配慮をお願いしたいと。

ファシリテータ

2点ございます。1点は住民の皆さんから意見を伺う場ですね。この場の今後の回数であるとか、あるいは時間であるとか、こういうことです。同時に、その場において、適正なデータ・資料をなるべく提示していただきたいと、こういう点が1点でございます。まずこの点からお願いをしたいと思いますが、ご見解とコメントがございましたらお願いします。

河川管理者

河川計画課長の館でございます。まず、時間とか発言の時間をしっかりととれるようにしてほしいということでございますけれども、我々としてもいろいろな意見をしっかりと聞かなければいけないと思っておりますので、時間とか回数ですね、その辺については今後いろいろと今すぐどうするとかいうことを、会場とかありますので言えないでけれども、それはもうちゃんととれるように考えていきたいというふうに思っております。

それから、データについても議論の前提となるようなものとなりますので、そこもできる限り出していくというように考えていきたいと思います。

ファシリテータ

ちょっと待ってください。まだ2つ目がございますので、今1つ目がございました。

2つ目ですね。2つ目のご質問につきましては、今回素案に入っていない、第十堰の件ですけれども、ご意見としては、第十堰が最も危険な箇所であるというご認識のところから、今回の第十堰をのける、のけない、あるいは検討するについて、2つ目の質問は3つ実はございました。

2つ目のうちの1つ目が、今回この第十堰を外した、あるいは別途に考えるということは30年規模で考えているのか、あるいはもっと長いスパン、100年とか150年で考えているのか、これが1つ目でございます。

この第十堰についての2つ目のご質問については、危険というふうなご認識をされておりまして、もし入れないのであれば、この30年間の河川整備計画は本当に大丈夫なのか、こういったことでよろしいでしょうか。第十堰が入っていないということは、入っていなくとも検討ができますかということですね。これが2点目でございます。

3点目は、この第十堰が別途に検討されるとすると、その場について今回のこういういきなりではなくてしっかりしたと場を設けるような手続をお願いしたいと、こういうことかと思いましたが、よろしいでしょうか。

参加者（Cさん）

はい、お願ひいたします。

河川管理者

先ほどもAさんのご質問にお答えしましたけれども、まず進め方として整備計画、今回の第十堰を除く部分と、第十堰とを分けてやらせていただきたいというふうにしまして、今回もそういった第十堰を除く部分について素案をつくって意見を伺っているというようなことでございます。

ですので、抜本的な第十堰の部分はこの場と別のところで検討していくというわけですけれども、まずそれを考えるに当たって、30年スパンみたいなところか、もっと長い100年とかそういうもので考えるかということですけれども。整備計画というのは、先ほど一番最初に位置づけを申し上げましたけれども、基本方針というのがあって、整備計画がその進める段階的なものとしてあるというようなものでございますので、当然長い時間も

見なければいけないですけれども。その中で時間的制約とか予算的とか、あるいは物理的に段階的にやらなければならないとかいうことを考えて30年でできるもの、位置づけるものですから、当然第十堰の方を、抜本的なときを考える部分もそういったことを視野に入れて計画を立てていくということになると思います。

それから、2点目のところで、では第十堰を入れないで整備計画をつくれるのかということでございますけれども、これは一番最初に申し上げたところと同じになりますけれども、基本的には検討を分けてやるということですから、当然整備計画、今回やっている、除く部分の整備計画をやると、別のところでやらなければいけないというふうに認識しております。

あと、第十堰の部分、では切り分けるけれども、ではどのようにやるかということですけれども、それにつきましては現在まだそこまでのところに至っていない状況ですので、今後どういうふうに進めていくかという点については、そのときにいろいろ考えていきたいなというふうに思っております。

ファシリテータ

ちょっとお待ちください。今、ご質問が2つあります、特に第十堰関係については2番目の問題で3つございました。その中で、今回はあくまで素案でございまして、素案について特に2番目に言われた問題、第十堰がなくてもこれが大丈夫かというふうな、これは重要なかと思います。今回は第十堰についてはほかの場でというふうなことがございましたので、できましたら3点目の回答は今ぐらいにさせていただきまして、できたらこの第十堰について、今の30年間で取り上げなくても大丈夫かどうかについての追加質問であったらしてもらいたいと思いますので、大事なところですから。

参加者（Cさん）

まさにその点についての質問なんですけれども。現実に、一昨年の観測史上最大の23号台風のときの様子を見れば明らかなんですけれども、第十堰の地点で計画高水位から2m近い余裕があったんですね。これに対して、その前の16号台風も含めて、第十堰の堰上げ区間以外のところでも幾つもの大きな被害が出ている。2000近くの床上浸水とか、川内堤防なんかも決壊したりとか、こういうふうな点からすると、第十堰地点が最も危険であるという形のご認識については、やはりはっきりとこの整備計画の検討をするに当たって、やはり変えていただきたい、県民に対する説明責任があるのではないかと。そういう形で第十堰問題は別途検討するのだというふうなことであれば話はわかります。

けれども、そういう認識のもとで6年間放置して、さらにこれから基礎的なデータさえまだ十分にまとまっているないということについては、県民の理解を得られないのではないかというふうに思うんですね。この点についてのお答えがなかったと思います。

それと、それに当たって、第十堰を具体的に整備計画の中で議論をするのであれば、今どこまで調査が進んでいてこれから何を調査することによって検討作業が始まるのかということについては少なくともお示しいただく必要があるのではないかというふうなことです。

ファシリテータ

わかりました。今、2つありましたが、2つ目はご意見だけにさせていただきまして、前半の方の、第十堰、今のCさんのご意見につきましては、もしこの素案の中にもし第十堰が別途検討されるにしても、重要であるというふうな認識の記載があるべきではないかというふうなことでございましたでしょうかね。ちょっと違いますか。

参加者（Cさん）

ちょっと勘違いされているかもしれません。というのは、第十堰が危険であるというのは、従来の河川管理者の認識でした。それがもしそうであるとするならば、先送りも当然するべきでないでしょうし、それからこの2000年からの6年間、そのまま放置しているということも僕はあり得ないことだと思うんです。ところが、現実はそうではないですから、ということは第十堰が洪水に対して危険であるというふうな認識についてはそうではなかったということをはっきりと説明をしていただきたいと、こういうことです。

ファシリテータ

わかりました。そしたら、今のご意見についてコメントを、もしございましたら。一応、これで最後としておきたいと思いますので。

河川管理者

コメントというか、ちょっと先ほども言ったように、切り分けるというのは進め方として切り分けるということですので、それについては先送りとかそういったことではないというふうに認識していただければと思います。あくまでも第十堰というのは、いろいろと県の中でも混乱しつつやってきたところでありますので、そこは切り分けて進めさせていただきたいというふうな形であえてそういうふうにやっているということでございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

一応、今のご質問はここまでにさせていただきまして。どうぞ。

済みません、ちょっと。その次にさせてください。

参加者（Cさん）

関連するんだけど。

参加者

第十はもういいでしょう。

ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいませ。

参加者（Cさん）

進め方の問題。

ファシリテータ

順番ということでお願いいたします。どうぞ、こちらの方からお願いたします。

参加者（Dさん）

Dといいます。上板町から参りました。

素案のことについて二、三点お願いしたいと思います。まず、34ページなんですかけども、私は水の利用のことについていろいろお願いとか、誤っていると思われることについて指摘したいと思います。この図の2.2.1の中に「四国における吉野川の水利用」ということで確かに位置図が載っています。要するに吉野川総合開発以前からの分水も書かれてあります。だけど、この吉野川の水利用ということになれば、子供たちも、一体吉野川の水というのは実際どれぐらい使われているんだろうかというのが一番知りたいと思います。

それで、お願いなんですかけども、2.2.1と2.2.2の間にも過去からありますような円グラフを入れていただきたい。というのは、池田地点で、例えば何年から何年の間の平均総流出量がどれぐらいあると。その中で、愛媛県に対しての分水量、既得分水から始まってありますよね。銅山川分水、別子分水があります。そういうもの、香川分水、高知分水、それから徳島県の新規利用、それからやはり分水のときに徳島県に約束された既得用水が幾らあって、それで全体的ではまだ吉野川には未利用水がどれぐらいあるんだという話ですね。そういう円グラフをぜひとも入れてほしいというのが1点です。

それと、その次の図の2.2.2というのは、これは明らかに、間違いというのはどうかと思いますけれども、括弧の中に吉野川水系水資源開発基本計画分と書かれていますけれども、これはフルプランのことではないかと思うんですけれども。

ファシリテータ

もう一度、ちょっと。

参加者（Dさん）

フルプラン。要するに括弧で書いてありますね。吉野川水系水資源開発基本計画分と括弧であります。だけど、これは、書くのであれば、吉野川総合開発計画における用水供給計画と書くべきなんです。フルプランと言われているものにつきまして、こんな、年間2億6000万m³とか、こんな数字はそのものには出てきません、はっきり言って。ですから、このあたりをやはり正確に表現すべきでないかと思います。というのは、四国水問題研究会へ出された資料は非常に正しい表現で出されておったと思いますので、できたらそれを合わせてほしいと思います。

それと、その次のページ。早明浦ダムのことが書かれています。その次とその次のページですけれども。確かに早明浦ダムができるることによって、我々のところは豊水流量が減って、平水、低水がふえていると、これは認識しておりますけれども、ここにダムがないとき、それからその次の36ページも同じですけれども、ダムがなかったらという表現をしています。これはもう現実にダムはあるわけですね。徳島県が吉野川総合開発に同意をしてダムをつくった、分水もした、そういう中でダムがあるのにもかかわらず、ダムがなかったらこうなるよという文章は、ちょっと県民に対して失礼なんじゃないですか。

というのは、その中の図の2.2.6、「ダムがない場合の流量」と書いてありますけれども、これは、早明浦ダムがないということは、結局、新宮ダムにしたって富郷ダムにしたってないということでしょう。そのときの流量ですか、これは。違うでしょう。ですからやはり正確に、要するにダムがなかったというこんな表現じゃなしに、ダムをつくったことによってこういうふうによくなっていますよという表現に変えてほしいんです。その方が我々徳島県に対して温かい心があるんじゃないですか。それをぜひとも訂正して、ダムがあることによってこのようによくなっていますよということに書きかえてほしいと思います。

それと、余り質問。

ファシリテータ

今、2つ目いただいたので、できましたら3つ目は。

参加者（Dさん）

先ほどCさんもおっしゃってましたけれども、あとはホームページに書き込めとかとい

う話があるんですけど、やはりこういう場を設けてもらってどんどん意見を述べて、皆さんのが聞いてということをやってほしい。

もう1点だけ言わせてください。利水の話です。渇水のことに関してさらりと触れているんですけども、渇水対策について何ら具体的な表現が入ってません、この素案は。それについてどう考えられてあるかを最後の質問といたします。

ファシリテータ

わかりました。Dさんの方から実は3点いただきました。できましたら、ルールとしては2つなんですが、もし3点いけるようであればいきたいと思います。

まず、1点目ですね。34、35、36ページでございます。これは内容の表記の問題、それから内容の問題でございまして、34ページの図の2.2.2のあたり、2.2.1のあたりですが、もう少し内訳の内容とか経過がわかるようなデータのグラフとかこういう内容にしてほしいというのが1点。

もう1点は表現方法ですね。図の2.2.2、34ページの一番下ですが、もう少しこれを正確な表現あるいはほかでお使いになった表現と合わせてほしいと。フルプランということをおっしゃいました。それから、35ページ、36ページにつきましては、ダムについて、ダムがあってこういった効果があるというふうな書き方に書き直してもらえたとということでおございます。

最後、1点おっしゃいましたが、渇水についての記載、こういった内容を充実してほしいということでございました。3つございますが。

皆さんにちょっとお願ひがありますが、かなり時間が押しています。3問は今だけにさせていただきまして、あくまでもグラウンド・ルールではご発言と記入用紙を同等に扱いますので、3問は今だけにさせてください。お願ひいたします。

いかがでございましょうか。3つございます中で、素案の34、35、36ページということろと、あとは渇水についての記載充実ということでございます。

河川管理者

説明させていただきました山地でございます。

1つ目、2つ目の書き方につきましては、おっしゃる意見につきましてはよくわかりました。1つ目の、四国水問題研究会に出している資料がいいということも言われましたので、その点も含めまして、書き方については少し検討したいというふうに思います。

それから、渇水対策につきましては、何も具体的な方策が入ってないということでご

ざいましたけれども、一応98ページの方に渇水への対応ということでは書かせていただいております。中ほどに書いてございますが。その中で、また今後新たな対応策といった部分につきましては、先ほど少し私が説明させていただきましたように、既存の水資源開発施設の有効利用という形で今は書かせていただいておりますけれども、具体的にどんな形で活用していくのかといった分も含めまして今後検討していきたいというふうに考えてございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

進行役の方から1つお願いがございます。一応2つということでお願いをしたいと思います。それから、今こういうふうなご意見がありますが、できましたら重複されるご意見についてはご遠慮いただきまして、できる限り他のご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

どうぞ。済みません。先にあの方に。どうぞ。済みませんが、こちらとこちらと、この順番でいきます。今3名ありますので。

参加者（Eさん）

徳島市のEです。

河川法が改正されて河川整備計画をつくる、その主な要素は住民参加でつくるということと、環境に配慮した整備計画をつくるという2点だったと思います。それで、今回の吉野川の整備計画をつくるというので大いに期待をしていたわけです。ところが、今やられている方法は、今までと一つも変わらない。私は、これは住民参加とは言えないと思います。住民の意見を聞いたというに過ぎないと思うのであります、やはり整備計画をつくるための委員会を。学識経験者が入るのも結構でしょう。しかし、住民が公募によって応募をし、その人たちによってつくられたもので、そこで国土交通省の協力を得ながらも独自で住民参加でこの河川整備計画をつくるというのがあるべき姿だと思うんです。

そういう点では、現在やられているのは、今までの整備計画のつくり方と何も変わらない。国土交通省が、事業者がその計画案をつくって、それに対していろんな形で住民から意見を聞くと。それで必要なものは反映すると。それを粘り強くやるという点では若干進歩があるかもわかりませんけれども、こういうことでは住民の参加という法律改正の趣旨が全く生かされていないというふうに言わざるを得ないと思うんです。

今回、問題になっている、AさんもCさんも指摘をされました第十堰問題がやはり吉

野川の河川整備計画では最大の課題だと思うんですが、それは別の形で、別の場で検討すると。これは、徳島県の方針を国土交通省が受けてそういうことになったと思うんですけれども、それならば、大切な第十堰の抜本的な改善策について、やはり同じような形で国土交通省が素案をつくり、同じような形で住民が意見を言うというふうな形でそれがつくられていくとするならば、それは本当に大変なことになると思うんです。だからこそ私は、今ここで、この会の持ち方を根本的に変えていかなければいけないと、今からでも間に合うと思うんです。ぜひ、国土交通省の方で河川整備計画をつくるための委員会を住民参加の公募の形でつくって一から出直してほしい。

今まで何回かこの会が開かれておりますが、それはそれとして貴重なものですから成果として生かしていくと思うんです。その公募による委員会ももちろんのこと、もっと広くの市民の意見を聞くということでこういう会をどんどん開いていくことは当然であります。だから、今までのことはむだにならない。今ここでもう一度立ち返って委員会をつくってほしい。それは淀川水系の委員会のように前例もあるわけですね。現実にそういうことがやられておられる。

聞くところによると、正確ではありませんが、徳島事務所長は淀川水系の関係でもいらっしゃったことがあると聞いております。したがって、その手法についても熟知されている可能性があります。ここでもう一度、やはり抜本的にこの会の持ち方そのものを検討していただきたいと、このことを強く要望して意見をしたいと思います。

質問としては、関連して、では第十堰問題についての抜本的な検討をする際に、いつもどういう手法で始めるのかということについてはご回答をいただきたいと。

ファシリテータ

今、2つございました。前半は意見ということで、この整備計画素案における住民参加ができるような場を検討してほしい、要望したいというご意見でございました。

2点目は、ちょっと今、進行役は困りました。きょうはこの整備計画素案の議論の場でございまして、今のご回答いただきたい点と実はきょうのこの議論から、ある意味でテーマから少しそれた、第十堰のその場がどこまでかというふうなことでございました。

進行役の方からは、一応これについては、もし河川管理者の方でコメントがございましたらちょうどいをします。先ほど関連の回答がございますが、もし、急というふうな問題でしたので、なければ結構でございます。

お願いいいたします。

河川管理者

先ほどと同じような形になってしまふんですけど、切り分けてやるということで、第十堰の方は今具体的にいつからどういうふうにやるということは未定でございますので、この段階でどうするということは申し上げられませんので、お願ひします。

ファシリテータ

はい、よろしいでしょうか。

こちらの方、はい。恐れ入りますが、この女性の方ともう一人こちらの女性の方がいらっしゃいますので、次に。お待ちください。ちょっとお待ちください。

参加者（Fさん）

徳島市のFと申します。今回はこのテーマに限りということなので、2点お伺いします。学識経験者の会にも参加をさせていただいたんですけども、傍聴だけで意見を申し述べる場がございませんでした。それで、今回も意見の集約は、またこのように国交省と住民ということで、やはり国交省が一元的に意見を集められるということについて疑問が残ります。というのも、学識経験者に対しても私たちも質問もしたいし、意見交換もしたい、そういう場をぜひつくっていただけるように、そういうお考えがあるのかどうか。またそういう疑問があるときに、どう解決されていくのかということについてお伺いしたいと思います。

それと第2点目は、学識経験者の方も意見を述べられていたんですけども、環境基準に対する数値化の問題で、大変難しいというようなお答えだったかと思うんですが、例えば淀川でも危惧されていますけれども、絶滅危惧種に対しての扱いとかは吉野川ではどうなさるのか。これははっきり数値化ができると思うんですけども、何種類ぐらい生息していて、どのような保護をして、どのような状態にまで戻すのかというようなことを反映できるのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。2ついただきました。

Fさんのご質問、1点目は、ちょうど先ほど徳島市のEさんの1つ目のご質問の内容でございます。ちょうど今回、学識経験者の場でもなかなか意見が言えなかった。この河川整備計画を検討するに当たって、傍聴しかできなくて意見が言えないと、そういった整備計画の場のあり方ですね。こういった意見が言えるような場を設けてほしいということでございます。この件について河川管理者サイドから。

はい、お願いいいたします。

河川管理者

進め方の話だと思うんですけれども、今回まず1回目ということで住民の方の意見を今まで5回聞いてきたんですかね。あとは学識の会で1回やったのと市町村長さんの意見を聞く会を3回やったということですけれども。それぞれの意見は先ほど途中報告程度にしかやっておりませんけれども、どんな意見が出たかということはきちんと記録をとりまして、それはまとめて公表するということで、次に学識の会とかそういうところをやるところでは、こういった意見が出ていますということはきちんと伝えるような形でやっていきたいと思いますので、その辺についてはちゃんと意見は共有できるというふうに思っています。

ファシリテータ

ちょっと進行役の方からですが、今のご質問は今回の意見がどういうふうに共有化されるかではなくて、例えば学識経験者の中で意見を言えないかとか、そういうご質問であったかと思いますが、その点についてお願いしたいと思います。

河川管理者

進め方ですね。今のところは、それぞれ住民の方の会では住民の方の会を、学識の会では学識の会という形で聞こうというふうにしておりますので、現在のところではそういった形でやることは考えておりません。

ファシリテータ

もう1つございました。Fさんの方から2つ目が絶滅危惧種等々の数値化について可能ではないかというふうなことでしたが、お願いいいたします。

はい、どうぞ。ご所属とお名前をお願いいたします。

河川管理者

徳島河川国道事務所の河川環境課の大西といいます。よろしくお願ひします。

先ほど多分環境の目標の中で絶滅危惧種等についてどう考えていくのかというようなご質問だと思うんですけども、最初に学識者の会議等でも環境目標の設定、できれば具体的に設定した方がいいのではないかというような実はお話もありましたので、今おっしゃられたようなご意見、それも含めて環境の目標としてどういったものが適当なのかというのは、今後検討したいと思います。それによって河川整備計画にどういうふうに反映していくかということもあわせて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

ファシリテータ

ありがとうございました。よろしいですか。では、今件、どうぞ。Fさん、お願ひいたします。

参加者（Fさん）

済みません。1番の点についても2番の点についても、こういう一元的に国土交通省が意見を集約して検討の結果返してくるという方法ではなくて、もっと住民と学識経験者、それと河川管理者が平等に意見を練り上げていくような場にしないと、意見を集約してその返事をいただくということでは、本当の住民参加とは言えないと思うんですが、この点について、考えておりませんというようなお答えもいただいておりますけれども、考えていませんというふうに切り捨てること自体、住民の意見が反映されていないと考えますけれども、それについてもご配慮いただきたいんですけれども。

ファシリテータ

考えていないというご回答ではなかったと思いますので、ちょっと。

河川管理者

意見をどういうふうに素案の中に入れていくかという話だと思うんですけれども、それにつきましては今回我々が出させていただいたものは素案ということでたたき台ですので、それについては意見をいろんな方々からいただいと。そのいただいたいろんな意見を練り直して、素案をまたそこを書きかえた形で出すという形でそれを提示して、また意見をいただくといったプロセスを繰り返していくことで、公開の場でそういったどういうふうに反映させていくかというところがお示しできると思いますので、そういった形で一方的に我々が集約するというような形にはならないようにしていきたいと思っております。

ファシリテータ

お待たせしました。こちらの方、お願ひいたします。大変お待たせいたしました。

参加者（Gさん）

徳島市のGと申します。今、この整備計画の素案の中の概要の丸の3つ目の一番下の。

ファシリテータ

概要ですね。皆さんにお配りの資料の概要ですね。

参加者（Gさん）

はい。今まで出た意見と重複するかもしれません、「自然体験活動や環境学習等の

河川空間利用を創出するための施策を展開する」というふうになっているんですが、私は以前、住吉、吉野川河口の方に住んでおりまして、子供たちと一緒にそこの観察会にも参加したことがございました。

この中にも入っているんですが、吉野川河口は国際的にも重要な湿地であるというふうな認識が国交省の方でもされているということが十分わかるんですが。その取り組みについて、例えば洪水で台風の後に河川の両わきに大きな流木が山積みにされていたこともありました。それを地域の人は、これってどうするんだろうな、みんなどうなるんだろうな、いつなくなるんだろうなという話をしておりましたが、結局個人的に国交省の方に電話をするなり対応するなりで、このごみはどうなるんですかという対応でしかなかったんですね。子供たちと一緒にごみの掃除をしようと思っても、その出たごみをどうしたらいいか、国交省の方に電話を入れましたら、それぞれアドプト事業というのがあって、アドプト事業の方は自分で、個人で、それぞれの団体でごみを処理されてますので、ごみの処理はそれでお願いしますというような内容をいただいたんです。

そのとき、河口にストーブとかバッテリーとかが落ちておりまして、じゃ個人でそのストーブとかバッテリーを持って帰って徳島市で粗大ゴミとして出すのだろうかという話になって、徳島市の方に電話を入れましたら市の方が河川のごみは国交省、吉野川の河川は国交省の担当やから国交省に聞いてくれと言われたんです。

国交省とか徳島市とかがごみの関係者とかにいろいろ話を聞いたんですが、結局そのままアドプト事業とか、国交省の方も一斉吉野川清掃というのをやっているので、それで対応してほしいというような内容をいただいたかと思うんですが、では国交省はそのような考え方なんだ、あの流木とかはどんなふうに考えているんだろう、これからは河川の環境とかごみとか、それから大事な干潟の環境とかについては実際その場でどのように考えているのかと。

河口のところにここで泳がれんという看板が立っています。ここで泳がれんというのはわかるんですが、あの看板はあれにつまずいてけがをすることがあっても、あれでみんなが、子供たちがこの川に対してどんな思いを持って、どうして泳いだらだめなのか、この川はどんな川なのかというのは全然わかりませんし、そこまで河川管理者は考えなくてもいいというのであれば、この環境学習や空間利用創出するための施策を展開するというのは、少し空々しい内容になってくるかと思います。

結局、言いたいことは、長くなつて済みません、ということなので、こういう立派な

会をこの整備計画のためにするのもわかるんですが、常日ごろから地域住民とか学校関係者、PTA、子供関係者とかに携わる人たちとの会、いろんな協議会は持たれているようなんですが、治水関係とかいろいろな産業関係とか県とか自治体とかのは持たれているようなんですが、実際そこで生活している私たち、それから子供たちとの間の関係を保つためにも実際おりてきて、インターネットで意見を言ってくれとか電話で意見を言ってくれではなくて、その場で一緒に場にいて実際どうなんだろうかという会話を持つ機会をぜひこれから30年、長いですから、その吉野川に対してかかわる人たちの思いがここにあるという場を設けるということをこの整備計画の中に入れてほしいと思います。

ファシリテータ

Gさん、ありがとうございました。幾つか事例を入れながらですが、体験というふうなところの概要版にあるところ、それから具体的に流木等々のごみ処理、そういう面から最後のご意見としては、素案の中にきめ細やかな住民の皆さんとの場ですね、日常的な場の設置といいますか、それが素案の中に入らないかというふうなご意見ですね。

参加者（Gさん）

はい。知る努力、知らせる努力とかいろいろこの中に住民との協働とか協力とか市民との一緒にというのがすごくいっぱいいっぱい文章が出ているんですけども、じゃそれに対してどのような行動を起こすのかという施策が一つも出てないので、その件です。

ファシリテータ

はい、わかりました。今のご発言については、ご意見につきましては、日常の流域の皆さんとの意見調整とか、あるいは検討する場合は、こういった身近な場というふうなことがあったと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、お願いいいたします。

河川管理者

徳島河川国道事務所長の佐々木でございます。大変な貴重な意見をありがとうございます。我々も常日ごろから皆さんと一緒にになって、同じ目線で河川管理をしていこうということで、そういう意思を持ってはいるんですが、実際にご指摘のとおり、さまざまな場面でいろんな不具合というのが生じているというのは認識しているところであります。

本文の方に協働だとかそういう文句だけではなくて実際に行動をということでございますので、どういう記述をするかは別としても、今いただいたご意見をもとに私どももまた市民の方々と一緒に、いろんな場面でいろんな活動を、いろんな意見を聞かせて

いただくということを引き続き努力したいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

ファシリテータ

はい、いいですか。

参加者（Gさん）

聞きおくではなくて、行動を、文章に残すことをぜひお願ひいたします。

ファシリテータ

はい、どうぞよろしくお願ひします。

もう少し時間がございます。こちらの方。どうも大変お待たせいたしました。

参加者（Hさん）

徳島のHと申します。初めに進行係の方に、少し厳しいようですけれど、申し上げておきます。

きょうの発言、会議の内容を見ていて、やはり皆さん発言する場合にはルールを守ってやらんと。実は第十堰の問題が出てくると、私でも2時間でも3時間でも欲しいんですよ。だから、そういうときは、きょうの会議はそういうもの以外をお話しするということですから、これは進行係のあなたがもう少し毅然とした態度で処理してほしいと思います。これが1点です。

次、2点目ですが、これは本題に戻りますけれども、この整備計画のお話を聞いていまして、まだ具体的な問題が見えてきませんから、例えば堤防をかさ上げするにしてもどの程度高くかさ上げするのか、例えば築堤をするにしてもどの程度の高さのものかということはよくわかりませんから何とも申し上げられませんけれども、ただ1つ言えますことは、これから異常気象によって大洪水が世界的な規模で発生しているんですよね。そして、その洪水の被害に遭った人たちの言っていることは、こんな洪水は生まれて初めてだと言われているんですね。ですから、これからの洪水というのは、それを過去の記録にないような大洪水が起きるということを想定しなければならないのではないかと。

そうした中で、今国土交通省の皆さん方がつくられていますこの整備計画というのが、こうした状況の中で、例えばそうした異常気象による大洪水にも耐えられるし、あるいはまた100年、150年に1回あるであろうという大洪水に耐えられるような計画がされてあるのかどうかということが非常に私自身がわからないわけでございます。きょう、この場でいろいろ答弁をいただく必要はないわけでございますけれども、今申し上げましたような

状況に耐えられるような整備計画をつくっていただきたいということをお願い申し上げておきます。回答は要りません。

ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。

2つございました。1点目は進行へのご注文でございました。大変不手際がございました。

2点目は、ご意見ということでご回答は要らないということでございますが、異常気象に耐えられ得る素案にしていただきたいということでございます。

ほか、ございますか。済みません、一番後ろの方が早かったので。今、あとお手がお2人挙がっています。

今、時間が5時ですが、ちょっと10分ばかり延長させてください。大変恐縮です。時間延長、10分ほどさせてください。

参加者（Iさん）

徳島市のIといいます。利水の件と内水面被害の件と2つお願いというか、その質問させていただくんですけれども。

利水の分に関しては徳島市住民、石井町もそうなんですけれども、吉野川からの上水道の水源として吉野川のたくさんの水を皆さん、ご利用なさってあると思うんですが、一部の河川の河床変化によって、その水源が破堤というか、めげたという現状があります。その水道局であれば、そこは河川利用ということで占用許可をとって国交省さんの方にお願いをして、そこから水源地として利用していると思うんですけども。同じようなことが河床の変化によって大きく変動した中でその部分、一部河床変化を学識者の人たちも認めた中で、今回のこの計画の中にその河床変化の分の計画というのが入っていません。私たち生活に直接関係する水の水源を、その経験を、16年度の23号台風で大きくめげた状況、利水ができない状況になりながら、その原因を把握しながらそれを計画にはめないというような計画のズさんさというのを指摘したいと思います。

もう1つは、内水面被害の分ですけれども、角ノ瀬堰の内水面被害のこと。

ファシリテータ

角ノ瀬堰ですか。

参加者（Iさん）

角ノ瀬樋門の内水面被害については、一部洪水と満潮が重なったときに、内水も最大

の水量になりますから、それと同時に堰をあけた。逆流をして慌てて閉めたんですけども、その状況には追いつかないという管理者のミスから大きな被害を出したという事実。今回は、それは既に始まっておりますけれども、ポンプアップの工事を始めていますけれども、そういう現実があるということをもう少し皆さんに。

ただ自然現象だけが被害を大きくするのではない。それには、人工的なことも踏まえた中で被害を大きくしたことについて、国土交通省さんは今までに関して、今回は住民がたくさんの陳情書を出しながらポンプアップの件を工事にかかっておりますけど、それがなければ自らつくり出した被害を私たちに押しつけて、それが天災であるというようなことになりかねませんので、今後そういうことがないように、これにはきっと、計画の中にはその管理の内容をはめてほしいと。その2つをお願いしたいと。

ファシリテータ

はい、わかりました。どうもありがとうございました。Iさんの方から2点ですね。

1点目が利水関係。これは利水については吉野川、上水道の利用について河床変化による影響が加味されてないのではないかと。これが1点。もう1点は内水面、これは具体的には角ノ瀬樋門と申されましたか、この素案計画において管理、樋門管理についてもしっかり書いていただきたいと。こういった2点でございますが、河川管理者の方、いかがでございましょうか。この2点です。

利水については、特に今ご意見があったのは23号台風等々による河床低下があったと。こういったことが加味されてないのではないかなどというのが1点。もう1点は、樋門における管理についての記載でございますが、いかがでしょうか。少しお時間かかりますか。

河川管理者

では、私の方からわかる範囲内でちょっとお答えを。

角ノ瀬の樋門の件でございますけれども、言われているのはゴム堰のことでしょうか。と思いますけれども、徳島県の方で管理していただいているのですけれども、あのゴム堰は上流側がいっぱいになりますと、自動的に倒れるということになっているようでございます。今、詳しいことは余りご説明できないのですけれども、私どもの聞いている範囲内では今言われたような操作の誤りといいますか、ミスといいますか、そういう形での事実はなかったというふうには聞いてございます。

それからあと河床変化の件でございますが、これは、済みません、ちょっと確認させてください。水道取水をされているところがあるということですか。

ファシリテータ

そしたら、もう一度その状況をお願いいたします。

参加者（Iさん）

六条大橋の下のアカメヤナギの繁茂によって大きく河床が、バラスのなにがですね、大きく砂洲をつくった。その大きな砂洲をつくった影響によって河川の流れ方が大きく変わって、上堰の取水口の8本井戸があるんですけども、その8本の4本までめげて取水ができるないような状態になったというのが、そのもともと言ってた23号までの16号とかその前の7月の台風とかで、河床変化があって流れが変わったということは十分国交省も管理者として把握してたはずなんです。23号で大きな破堤というか大きな損傷をして、なおかつこの計画の中にそれが入っていない、砂洲の変化によって砂洲をもとに戻す状況の計画が入っていない、そういうふうな状況の計画というのは何ですかと私は聞きたかっただけで。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

ご質問の内容は今のようなところですね。ちょっと急なので、すぐにはご回答は無理かもしれませんけれども。

河川管理者

今、言われている中身、大体わかりましたけども、またちょっと現場も見せていただきまして状況を把握させていただきたいと思います。

ファシリテータ

Iさん、ちょっと今、現場を見て把握するということでよろしいですかね。首をかしげられていますが。

参加者（Iさん）

河川管理者ですから、現場を把握していると思うんですけどね。

ファシリテータ

把握していただきたいということでございます。

あと、済みません、ちょっともう時間になりましたが、あとお2人手が拳がっておりましたので、こちらの方。済みません、あとお2人にしてもらっていいですか。

参加者（Jさん）

何で時間、切るんですか。

ファシリテータ

ちょっとお待ちください。今、この方とこの方が先だったので。

参加者（Ｋさん）

徳島市のＫと申します。今度の河川整備計画を見せていただくと、川の閉じ込め作戦としか思いようがありません。1つ。新しい河川の方法には住民参加と環境というものが入ったと思うんですが、どうしてもこれが入っているように思えません。

ただ、環境と住民参加に関しましてはたくさんの方がおっしゃったので申し上げません。

ほかのことでお話しさせていただきますと、国交省の方、専門家はワンドとか、それからよどみというふうなことをしきりにおっしゃるんですが、そういうふうなことを踏まえた形の水際の護岸、整備になっているとお思いですか。

2002年に国交省がアンケートをとっておられます。その中で一番みんなが望んだのは、環境の豊かな護岸であったはずです。2番目に森林の保全植生、そういうふうなことであったと思います。にもかかわらず、これは全然盛り込まれていない。国交省は何のためにアンケートをとられたのかというのがすごく疑問です。

それと先ほど申しましたワンドとかよどみって、これは伝統工法だと存じます。その伝統工法で、御存じだろうと思います、九州に成富兵庫という非常に、江戸期の初めのころの佐賀県、鍋島ですね、似ていると思います。これがつくったのが明治になって検証してされているんです。400年間使われて、最近までこういう大事な堰が使われて、利用されて補修されてきたはずです。そういうふうな伝統工法というふうなことに関しても、また盛り込んでいただけたらと思います。そこらのこと、よろしくお願ひいたします。

ファシリテータ

2点でございましょうかね。1点目が以前行われたアンケートの内容ですね。こういったものが反映されているかどうかということが1点。

もう一度、アンケートはいつのアンケートでございますか。

参加者（Ｋさん）

2002年。

ファシリテータ

2002年に行われた分ですね。

参加者（Ｋさん）

2002年によりよい吉野川づくりを目指してというアンケートをされているそうですが、

その中の1番、2番がダントツに森林の保全と自然の護岸のやさしさということだったと思います。それがご自分でなさっておりながら、全く盛り込まれていないのはどうしたことかと。それと伝統工法のことです。

ファシリテータ

今、ご質問が2点ございます。2002年のアンケートがどうも反映されていないのではないかというご意見。2点目は、伝統工法をしっかり位置づけてほしいということでございます。

河川管理者

アンケートの方につきましては、うちの方でとったことについては承知しております。その中で、環境の話とか森林の話ということでございますけれども、やさしい護岸といいますか、そういう部分につきましては直接書かれていないという話もございましたけれども、やはり私の方も先ほど説明させていただきましたように、多自然型の護岸とか景観といったものにつきまして、いろんな方々からご意見や指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと伝統工法につきましても、ご提案といいますか、ご意見がございました。これにつきましても伝統工法、川の中をいろいろ見ますと、すべてそれでできるということでもございません。やはり川の水当たりの強い部分とかいろんな条件が川の中にはございます。したがいまして、個別にやっていくときに、ここの部分でそういうものができるかどうかと、そういうことにつきましてまたご意見をいただきたいというふうに思います。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。もうお一方おられます。お願ひします。

参加者（Ｌさん）

徳島市のＬと申します。この国交省の報告書を少し拝見しますと、環境ということをたくさん言われているんですけども、どうも治水と環境とが何か一体になってないような気がするんですね。

つまり、環境はということは、いろんなそういう環境に配慮した施設的なものを作るとかという感じですけれども、実際治水対策と環境というのは、これから時代におきましては非常に一緒にあって考えなければいけないことではないかなと思うわけなんです。

そうしたときに、非常に治水対策は単調な例でしかないんですね。その部分が大きな面積を占めます。そしたら、環境ということが単なるお飾りみたいな感じに見えがちなん

ですね。

ですから、先ほどの伝統工法の話も関連することですけれども、これからは例えば石でも本当に環境を考えますと、中国とかアジアの石を持ってきて、それで護岸整備になるかということです。そんなことでもないと。

それから、例えば堤防だと言いましても、堤防が川の近くにあることによって本当にそれは治水対策になるのか、もしかしたら遊水とかそういうことの方の配慮、水害防備林とかそういう選択肢があつていいはずですね。

そういうことの幾つかの複数の案を出して、やっぱり本当に昔から住んでいる人たちの意見をちゃんと聞きながら、一緒に計画づくりをするというシステム、非常に単純な計画案にしかなっていない、そういうことのシステムもないわけですね。

それから、本当に先ほどの方もおっしゃったように、非常に異常気象も続いてますし、降雨の問題がこれからも予測されるかもしれない。そうしたときに今、山のこと、非常に僕は大事だと思います。

それと同時に開発のあり方です。これは今、国交省の方は河川の範囲外での話だと、自分の管轄外の話だと。そういうもので、これから問題は対処できていくでしょうか。もし危険地域に住んでいるといったときに、ただ単に地面、土地を上げますよといった問題なんでしょうか。

やはりこれから計画ということですから、30年、それから何十年も先のことを考えるときには、やはり危険なところにはいかに人は住まないようなことをするということ、それから自然環境を考えていったときに、果たしてその開発のあり方がいいのかどうか、そういう吟味するシステムというのが非常に要るわけですね。そしたら、今の場合ではつけ焼き刃みたいな感じの計画になっている。長期計画からいくとちょっとおかしいのではないかと。

それからあと、ミチゲーションということの考え方というのは、やはり計画のあり方の中で、もしこれが環境的に影響を及ぼすのなら、それに対する代替案はどういったものになるのだろうかと。そういうことの多々の選択肢があつて、それを多く地域の住民と一緒に話し合っていく、そして議論があり得るということですね。一方的に何か上からこれはこういうことの回答ですという話ではなくて、これからやっぱり地域を守っていくのには住民が参加して、地域づくりの中でやってかないとできないはずなんですね。

そうしたときに、計画者と地域の人、それからそういう専門家たちが語り合っていく

ということが非常に大切なに、そういったことがこのプロセスの中にはない。非常に残念なことです。

そういったことから考えますと、この計画のあり方というのは、どうしても30年の長期の計画のあり方とはとても思えないと思うんですね。そういったことの反映の仕方。それで先ほど、ごめんなさい、先ほど地域のあり方ですけど、ただ林野庁の問題とか農水省との兼ね合い、それと同時に地域の自治体と連携した中でのこの地域をどうするかというようなシステムでないといけない。

だから、そういった意味では、この河道の中だけの話になっているということは、やはりこれから21世紀型の計画としては非常にまずいのではないかと思うわけです。

以上です。

ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。ご意見ということでよろしいでしょうかね。今ちょっといろいろ言われましたが、スタッフがまとめておりますが、治水と環境との関係がどうも単調ではないかというようなところ、それから複数の代替案、こういったものがあって住民参加による検討が必要であって、こういった今のご意見の中では、今後もそうですし、今のこの素案づくりについても特に必要ではないかと。それから、開発のあり方を検討するシステムがどうも必要であるということです。それから、ほかの地元の自治体との関係で河道に限定せずに計画してほしいということであったかと思いますが、そういうことでよろしいですか。

あともう1人手が挙がっております。もしできましたら、あとお一人ぐらいでと思いますが、先ほどそちらの方が挙がっておりましたが。あともう1人だけ。これを最後にしたいと思いますので、ご了承ください。

参加者（Jさん）

多分、この会場、ようけ来てくださっているので、時間があればあるほどたくさんの方の発言があって、それはその方がいいと思うんですけども。

ファシリテータ

おところとお名前を、恐れ入りますが。

参加者（Jさん）

済みません。徳島市のJと申します。

川といえば水なんですけれども、ちょっと気になっていることがあります、国交省

が管理している善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたくさん今捨てられているということが県議会でも取り上げられまして、やっぱり国交省が管理している土地なので国交省にそういうことをしてほしくないと。

あと、川にいろんなものが持ち込まれている。国交省の管理している中に畑とかがたくさんあるのが吉野川やと思うんですけど、その畑にやっぱり肥料とかという形で化学物質がいろいろ入ってくると。そういうものがたまっていきますと、やっぱり水、水道水にも汚染があるのではないかと。川に持ち込まれる土砂とか農薬とかというものに対して、直轄区間だけでいいので、やっぱり国交省の方に管理をちゃんとしていただきたいと。

そういうことを含めて、生活に密着した環境の保全ということをもっと考えてほしいというふうに思うんですけれども、よろしくお願ひします。

ファシリテータ

今、徳島市のＪさんの方から2点、善入寺島の方に産廃として汚泥がある、それとかいろいろなものが川に持ち込まれているのでしっかりしてほしいというふうなことでございますかね。

若干、これについて河川管理者の方でコメントがございましたらお願ひできますでしょうか。川の中の汚泥とか、あるいは産廃についてのことでございます。

河川管理者

今の善入寺島のお話は確かに言われるとおりでございます。私どもの方で管理している地区に外から持ち込まれて、肥料ということで持ち込まれて置かれているということでございます。我々としましても、そういう占用地、いわゆる今は占用地でございますので、占用地の管理というのは毎日河川巡視もやっておりますし、それから今の状況も当然把握はしておりますが、2点目のものも含めまして川の水質の調査、管理、その辺も継続してやっております。

ですから、いろいろ畑の分につきましては、それぞれまた川の中もありますでしょうし、それから川に隣接した堤内側もありますでしょうし、いろいろあると思いますが、そこら辺につきましては、水質を監視していくという意味で我々の立場として、していきたいというふうに考えてございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

今日の皆さんから意見をいただく時間をこれぐらいにしたいと思います。皆さんのご

意見、時間切れになってしましましたが、ぜひとも意見記入用紙の方にお書きいただけた
いと思います。

今日の議論としては、この素案のつくり方に対するご意見、いわゆる手続のお話ある
いは第十堰との関連、それから特に河道におけるいろんな社会的な影響に関する話、いろ
んなことが出てまいりました。

意見記入用紙につきましては2つございます。受付の方に河川管理者の方の意見記入用
紙、あるいはどうしても河川管理者の方に名前を知られたくないという方については、こ
ちらの方のコモンズ席の方へご提出いただきますようお願いいたします。

それでは意見交換はこれで終わりたいと思いますけれども、司会の方にマイクの方を
お返しさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

司会

澤田さん、どうも本当にありがとうございました。長時間、ご苦労さまでございました。

皆様、本日は大変熱心なご意見ありがとうございました。まだまだご意見尽きないと
思いますけれども、先ほどご説明ありましたように、本日拝聴できなかつたご意見につき
ましては意見用紙の方にご記入の上、意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上をもちまして「第1回吉野川流域住民の意見を聞く会」を閉会いたしま
す。ありがとうございました。

〔午後 5時22分 閉会〕